

平成二十四年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第一号）

---

平成二十四年九月十二日（水曜日）

---

出席委員（十四名）

委員長	小野	稔		
副委員長	前田	信一		
委員	奈良	完治	清水	孝夫
	鶴賀	谷貴	奈良岡	文英
	藤林	公正	吉村	忠男
	相馬	勝治	工藤	健一
	佐々木	政美	横山	哲英
	浅利	直志	野呂	日出男

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	平田	博幸
総務課長選管事務局長併任	五十嵐	晋

企 画 財 政 課 長  
税 務 課 長  
住 民 課 長  
福 祉 課 長  
建 設 課 長  
農政課長農委事務局長併任  
会計管理者会計課長兼務  
上 下 水 道 課 長  
常 盤 出 張 所 所 長  
監 査 委 員  
選 管 委 員 長  
教 育 委 員 長  
教 育 長  
学 務 課 長  
生 涯 学 習 課 長  
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長  
農 業 委 員 会 会 長

能 登 谷 英 彦  
天 内 司  
三 浦 郁 雄  
齋 藤 美 津 昭  
対 馬 猛 清  
三 上 正 裕  
根 岸 鉄 二  
幸 田 信 雄  
對 馬 一 孝  
神 忠 勝  
三 浦 秀 男  
鈴 木 政 治  
武 田 登  
加 福 哲 三  
小 杉 利 彦  
横 山 精 逸  
工 藤 勲

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

佐々木 克 治

補

佐

三 浦 孝 司

---

審 査 日 程

議案第五十七号 平成二十三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十八号 平成二十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十九号 平成二十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十号 平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

---

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 平成二十四年九月十二日

開 議 午前十時

○委員長（小野 稔君）

おはようございます。

ただいまの出席委員数は十四名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会します。

当特別委員会に付託された案件は、議案第五十七号平成二十三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第六十三号平成二十三年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの七件でございます。

議案の説明のため、理事者及び説明員の出席を求めました。

初日の本日は、議案第五十七号平成二十三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第六十号平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件までを審査いたします。

二日目は、議案第六十一号平成二十三年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件のほか二件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程表によりご了承願います。

また、歳入歳出を一括審査しますので、それまでは、審査日程に従い、議案第五十七号平成二十三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出の決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（根岸鉄二君）

おはようございます。

それでは、議案第五十七号平成二十三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、一括してご説

明申し上げます。なお、金額につきましては、歳入は収入済額、歳出は支出済額を申し上げますので、よろしく願いいたします。

また、四百三十二ページからの決算説明資料につきましても、あわせてご参照いただければと存じます。

それでは、百九十八ページをお開きください。

歳入総額が七十四億四百七十六万五千八百九十円、歳出総額が七十一億八千五百一万五千九百四十六円であります。歳入から歳出を差し引いた剰余金は二億一千九百七十四万九千九百四十四円となり、そのうち、翌年度へ繰り越す財源として継続費逓次繰越額が二千百九十三万一千四百五円、繰越明許費繰越額が三百十九万五千円、この合計額二千五百十二万円六千四百五円を差し引いた実質収支額は一億九千四百六十二万三千五百三十九円となったものであります。さらに、地方自治法第二百三十三条の二の規定により、一億七千万円を基金に繰り入れするものであります。

基金の内訳は十七ページをお開きください。

財政調整基金へ一億二千万円、減債基金へ五千万円、残りの二千四百六十二万三千五百三十九円を翌年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳入歳出につきまして、決算事項別明細書により、その主なものについてご説明いたしますので、二十二、二十三ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

第一款町税は調定額十一億七千五百六十九万六千三百七十五円に対して、収入済額が十億七千五百四万五千八百四十一円となり、収納率は九一・四％、歳入に占める割合は一四・五％、前年度対比ではプラス一・八％の一千九百三十二万六千九百六十四円の増となったものであります。

内訳としましては、第一項町民税が四億一千五百五十一万七千二百五十二円、前年度対比ではプラス一・二％の五百三十七万七千三百三円の増、第二項固定資産税が五億一千百六十四万四百十六円、前年度対比ではマイナス〇・二％の七十七万九千二

百三十二円の減、第三項軽自動車税が三千八百四千二百六十四円、前年度対比ではプラス五・八%の二百八万七千六十四円の増、第四項たばこ消費税が一億九百八十八万三千九百九円、前年度対比ではプラス一三・四%の一千二百九十八万二千二十九円の増となったものであります。

次に、第二款地方譲与税額七千九百六十七万一千九百四十四円、歳入の占める割合は一・一%、前年度対比ではマイナス二・四%の百九十九万二千九百六十円の減となったものであります。

次のページをお開きください。

第六款地方消費税交付金は、一億三千六百九十二万四千元、歳入に占める割合は、一・八%、前年度対比ではマイナス三・二%の四百五十九万六千円の減となったものであります。

第七款自動車取得税交付金は、一千六百四十七万一千円、歳入に占める割合は〇・二%、前年度対比ではマイナス一・九・六%の四百万六千円の減となったものであります。

二十六、二十七ページをお開きください。

第八款地方特例交付金が二千百十二万四千元、歳入に占める割合は〇・三%、前年度対比では、マイナス一五・二%の三百七十八万二千円の減となったものであります。

第九款地方交付税額三十六億六千五百八十九万円、歳入に占める割合は四九・五%、前年度対比ではプラス三・四%の一億二千二百二十五万二千円の増となったものであります。内訳としましては、普通交付税が三十四億三千六百五万四千元、特別交付税が二億二千九百八十三万六千元であります。

第十一款分担金及び負担金は、調定額一億七千八十三万七千九百九十二円に対しまして、収入済額が一億六千五百四十万一千六百九十二円、収納率は九六・八%、歳入に占める割合は二・二%、前年度対比ではマイナス二・二%の三百七十五万九千六百三十五円の減となったものであります。

次のページをお開きください。

第十二款使用料及び手数料は、調定額七千八十七万五千九百七十六円に対しまして、収入済額が六千七百七十三万七千七百六十六円、収納率は八七・一％、歳入に占める割合は〇・八％、前年度対比ではマイナス〇・四％の二十三万二千八百四十四円の減となったものであります。

三十、三十一ページをお開きください。

第十三款国庫支出金は、七億七千二百七十八万三千七百三十七円、歳入に占める割合は一〇・四％、前年度対比ではマイナス二四・二％の二億四千六百六十六万三千六百六十三円の減となったものであります。内訳としましては、第一項国庫負担金が五億一千二百二十七万五千三百四十円、これは民生費国庫負担金で、一節の介護訓練等給付費負担金のほか、次のページの三節の保育所運営費負担金、四節の子ども手当負担金が主なものであります。

次のページをお開きください。

第二項国庫補助金は二億五千四百八十四万八千円、主なものとしましては、第一目民生費国庫補助金が一千十八万二千元、これは二節の次世代育成支援対策交付金が主なものであります。第二目土木費国庫補助金は一億二千四百六十八万八千円、これは社会資本総合整備交付金が主なものであります。第五目総務費国庫補助金が一億一千七百五万三千元、これは地域活性化きめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金であります。

三十四、三十五ページをお開きください。

第十四款県支出金が四億五千三百四十二万一千二十二円、歳入に占める割合は、六・一％、前年度対比ではプラス五・九％の二千五百三十六万七千四百四十五円の増となったものであります。内訳としましては、第一項県負担金が二億六千六百九十四万一千円、これは第一目民生費県負担金で、二節の介護訓練等給付費負担金のほか、三節の保険基盤安定負担金、五節の保育所運営費負担金が主なものであります。第二項県補助金が一億五千三百七十四万六百十六円、主なものとしましては、第一目総務費県補助金が五千二十七万八千円、これは緊急雇用創出事業費補助金が主なものであります。第二目民生費県補助金が五千八百六十九万五千八百二十円、これは四節の重度心身障害者医療費補助金、五節の保育対策等促進事業費

補助金が主なものであります。第三目衛生費県補助金が二千百二十二万二千七百七十九円、これは乳幼児はつらつ育成事業費補助金、子宮頸がん予防ワクチン等緊急促進事業費補助金が主なものであります。第四目農林水産業費県補助金が一千五百五十六万九千十七円、これは農業委員会交付金のほか、野菜等生産力強化対策事業費補助金、冬の農業省エネ施設等整備事業費補助金、戸別所得補償制度推進事業補助金が主なものであります。

三十八、三十九ページをお開きください。

第三項委託金が三千二百七十三万九千四百六円、これは第一目総務費委託金の二節の県税徴収取扱委託金、五節の選挙費委託金が主なものであります。

第十五款財産収入が五百四十三万一千二百六十円、歳入に占める割合は〇・〇七％。前年度対比ではマイナス八六・二％の三千三百八十七万九千三百八十九円の減となったものであります。

次のページをお開きください。

第十六款寄附金は、百十五万一千六百三十七円、歳入に占める割合は〇・〇二％、前年度対比では百万二千五十二円の増、プラス六六九・九％の百万二千五十二円の増となったものであります。

第十七款繰入金が五百七十五万二千九百六十円、歳入に占める割合は、〇・〇八％、前年度対比ではマイナス四・七％の二十八万五千六百九十円の減となったものであります。

四十二、四十三ページをお開きください。

第十八款繰越金が五千三百三十四万七千五百七十六円、歳入に占める割合は〇・七％、前年度対比ではプラス一四・八％の二千九百六十一万三千九百九十七円の増となったものであります。

第十九款諸収入は、二億十萬七千九百九十二円、歳入に占める割合は二・七％、前年度対比ではプラス二九・八％の四千五百九十四万六千二百二十二円の増となったものであります。主なものとしましては、第三項貸付金元利収入が六千百五十三万六千円、これは地域総合整備資金貸付金元利収入であります。



次のページをお開きください。

第五項雑入が一億三千三百四十二万四千三百九十六円であります。雑入の主なもの第三目第一節の競輪交付金、三節の市町村振興自治宝くじ交付金、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業補助金のほか、次のページをお開きください。土地改良施設維持管理適正化事業交付金などであります。なお、第三目三節雑入備考欄のその他雑入九百二十一万九千三十七円の詳細につきましては、別に配付しております平成二十三年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

第二十款町債は、六億八千四百二十八万四千元、歳入に占める割合は、九・二％、前年度対比ではマイナス二三・四％の二億八百五十一万六千円の減となったものであります。内訳としましては、第一項町債第一目農林水産業債が四千五百二十万円、これは二節の福島徳下地区ほ場整備事業及び福館地区ほ場整備事業に係る合併特例事業債が主なものであります。第二目土木債が二億五千百四十六万八千元、これは一節の町道整備事業に係る町道整備事業債、三節のコミュニティロード建設事業に係る借換債が主なものであります。第三目臨時財政対策債が三億三千八百二十万円であります。第四目民生債が五百六十六万円、これはデイサービスセンター増築事業借換債であります。

次のページをお開きください。

第五目商工債が一千七百三十五万六千元、これは北常盤駅西口周辺整備事業借換債であります。第六目教育債が一千五百六十万円、これは常盤小学校改築事業に係る県振興資金であります。第七目総務債が五百八十万円、これは常盤出張所移転事業に係る合併特例事業債であります。第八目消防債が五百万円、これは非常用発電機設置事業に係る防災対策事業債であります。

以上、歳入の収入済額合計が、七十四億四百七十六万五千八百九十円、前年度対比では、マイナス三・五％の二億六千四百七十三万三千六百一円の減となったものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。五十四、五十五ページをお開きください。

第一款議会費が九千七百九十一万二千八百五十六円、これは議員報酬などの経常経費が主なものであり、歳出に占める割

合は一・四％、前年度対比ではプラス一・八％の一千二十九万六千七百三十九円の増となったものであります。

次のページをお開きください。

第二款総務費の支出済額が十二億九千百五十六万八千八百八十七円、歳出に占める割合は一八・〇％、前年度対比ではマイナス一五・二％の二億三千百八十三万六千三百六十九円の減となったものであります。内訳としましては、第一項総務管理費が十一億三千七十四万七千四百八十五円、主なものとしましては、一目一般管理費が五億六千百七十一万四千六十九円、これは一般職と特別職の給料や職員退職手当組合負担金などの人件費が主なものであります。

六十、六十一ページをお開きください。

二目財政管理費が二億二千四十五万一千八百四十一円、これは財政調整基金、農業災害基金などへの積立金が主なものであります。

次のページをお開きください。

四目財産管理費が五千七百四十八万四千八百四十六円、これは十一節の光熱水費などの需用費や十三節の清掃業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。

五目企画費が一千五百四十五万六千四百四十一円、これは次のページの十九節の津軽広域連合総務費負担金やまつり実行委員会補助金が主なものであります。

六十八、六十九ページをお開きください。

八目電子計算費が五千七百二十四万七千七百十七円、これは十三節の総合行政システム保守業務及び法改正業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。

十目支所費が六千四百九十万八千二百三十九円、これは一般職員の人件費のほか、十一節の需用費や十三節の委託料が主

なものであります。

七十二、七十三ページをお開きください。

十一目簡易委託駅業務費が一千四百六十二万四千二百二十九円、これは十三節の北常盤駅管理運営業務委託などの委託料が主なものであります。十二目地域活性化きめ細かな交付金事業費が九千百二十一万二千八百三円、これは次のページの十五節の町道等整備費、藤崎老人福祉センター屋根改修工事などの工事費が主なものであります。十三目地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金事業費が二千七百七十万一千四百六十八円、これは次のページの十八節の図書資料及び学校図書等購入費が主なものであります。

七十八、七十九ページをお開きください。

第二項徴税費が九千四百六十四万七千二百八十一円、これは一般職員の人件費のほか、次のページの十三節の固定資産地番図加除修正画地見直し業務及び路線価見直し業務に係る委託料が主なものであります。第三項戸籍住民登録費が三千九百六十万八千八百四円、これは一般職員の人件費のほか、次のページの十三節の戸籍総合システム保守業務に係る委託料が主なものであります。

第四項選挙費が二千五百二十一万五千九百八十一円、主なものとしましては、次のページの三目県議会議員選挙費が五百三十三万六千二百七十円、次のページをお開きください。四目知事選挙費が七百六万二千七百九十九円。

八十八、八十九ページをお開きください。

六目町議会議員選挙費が六百五十二万二千四十七円、次のページをお開きください。七目町長選挙費が五百七十七万九千八百七十一円であります。

九十二、九十三ページをお開きください。

第三款民生費が十九億五千三百十二万九千七十円、三款民生費の支出済額は十九億百六十二万三千六百七十八円となり、歳出に占める割合は二七・二％、前年度対比ではプラス二・七％の五千百五十万五千三百九十二円の増となったものであり

ます。うち第一項社会福祉費が十億九千三百五万二千八百八十三円、主なものとしましては一目社会福祉総務費が一億三千三百三十万六千九百八十四円、これは人件費のほか、次のページの十三節の福祉バス運行業務などの委託料、十九節の南黒福祉事務組合負担金、社会福祉協議会補助金が主なものであります。

次に、九十六、九十七ページをお開きください。

三目老人福祉費が一千六百九十一万六千七百十五円、これは、次のページの十九節の老人クラブへの補助金や二十節の施設入所者への措置費が主なものであります。四目障害者福祉費が二億六千二百六十四万五千二百四十七円、これは次のページの十三節の地域生活支援事業などの委託料や、二十節の介護訓練等給付費の扶助費が主なものであります。五目老人福祉センター費が一千四十五万四千五百二十五円、これは十三節の町老人福祉センター指定管理料に係る委託料が主なものであります。

百二、百三ページをお開きください。

七目重度心身障害者福祉費が二千三百三十六万七千八百四十九円、これは二十節の重度心身障害者医療費給付費に係る扶助費が主なものであります。八目国民健康保険整備費が一億六千三百四十五万一千四百四十三円、これは保険基盤安定繰出金、財政安定化支援事業繰出金が主なものであります。九目介護保険整備費が二億六千二十三万八千四十九円、これは職員給与費等繰出金と、現年度分介護給付費繰出金であります。十目後期高齢者医療整備費は二億一千七百九十二万二千五百四十一円、これは保険基盤安定繰出金、療養給付費繰出金が主なものであります。

第二項児童福祉費が八億六千七万四千八百二十七円、主なものとしましては、次のページをお開きください。

一目児童福祉費が三千五百二十三万五千七百八十三円、これは人件費のほか、十三節の子ども手当システム改修業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。

二目児童措置費が八億一千三百四十五万三千八百三十四円、これは十三節の保育事業の委託料や二十節の保育所運営費、

子ども手当などの扶助費が主なものであります。三目ひとり親家庭等福祉費が一千百三十八万五千二百十円であります。これは二十節のひとり親家庭等医療費給付費が主なものであります。

第四款衛生費が四億一千百七十二万一千五百四十五円、歳出に占める割合は五・七％、前年度対比ではプラス〇・二％の七十七万四千三百八十三円の増となったものであります。内訳としましては、第一項保健衛生費が二億一千七百二万八千八百八十九円、主なものとしましては、次のページをお開きください。

一目保健衛生総務費が四千六百四十四万三千百四十九円、これは安全な妊娠、出産、育児の保健指導や、健康診査のための一般職員の人件費のほか、十三節の妊婦健診業務などの委託料、次のページの十九節の高度救命救急センターの運営費補助金が主なものであります。二目保健施設費が四千四百五十四万二千八百五十一円であります。これは人件費が主なものであります。三目予防費が八千六百九万九千六百四十九円、これは次のページ、十三節医療個別検診、予防接種業務などに係る委託料が主なものであります。

次に、百十四、百十五ページをお開きください。

五目乳幼児医療費給付費が一千三百九十八万五千三円、これは二十節の乳幼児医療費等給付費が主なものであります。六目水道事業費が一千百四十四万二千六百四十一円、これは水道事業会計に対する補助金及び出資金であります。

百十六、百十七ページをお開きください。

第二項清掃費が一億九千四百七十万六百五十六円、これは次のページの十三節のごみ収集運搬業務などの委託料、十九節の一部事務組合に対する負担金が主なものであります。

第五款労働費が十万三百五十円、これは出稼ぎ者の事故防止や安全就労のための健康診断料で、前年度対比では、プラス七・二％の六千六百九十円の増となりました。

第六款農林水産業費が四億一千五百五十三万七千二百八十六円、歳出に占める割合は五・八％、前年度との比較ではマイナス一・一％の四千百五十四万五千八百九十六円の減となったものであります。

次のページをお開きください。

内訳としましては、第一項農業費が四億一千五百五十三万七千二百八十六円、主なものとしましては、一目農業委員会費が二千九百十七万七千三百五円、これは一般職員の人件費のほか、委員報酬や通常総会の経常経費が主なものであります。

次のページをお開きください。

二目農業総務費が六千六十七万二千五円、これは一般職員の人件費が主なものであります。

次のページをお開きください。

三目農業振興費が二千四百十六万四千百五円、これは、十九節の農業災害の備えとしてのりんご共済制度加入促進事業費補助金や次のページの野菜の施設栽培による所得向上のための冬の農業省エネ施設等整備事業費などの補助金が主なものであります。五目農地費が九千九百六十六万八千七百十五円、これは次のページの十九節の国営浅瀬石川土地改良事業費負担金や、福島、徳下地区ほ場整備事業負担金、農地・水・環境保全向上対策交付金が主なものであります。六目農業集落排水事業費が一億八千八百八十一万二千円、これは農業集落排水事業会計に対する補助金及び出資金であります。七目水田営農対策費が六百九十一万七千九百五十一円、これは次のページの十九節の水田農業航空防除事業費補助金、戸別所得補償制度推進事業費補助金が主なものであります。

第七款商工費が四千四百四十三万九百三十四円、歳出に占める割合は〇・六％、前年度対比では、プラス八四・九％の二千三十九万九千百四十五円の増となったものであります。第一項商工費が四千四百四十三万九百三十四円、主なものとしましては、二目商工振興費が九百十三万九千六百十四円、これは十九節の町商工会補助金や次のページの特産品首都圏PR事業補助金が主なものであります。三目観光費が三千四百二十万三千四百六十円、これは十三節観光創出事業業務委託料十五節の藤崎駅トイレ新築工事費が主なものであります。

第八款土木費が五億四千二百六十七万四千五百九十円、歳出に占める割合は七・六％、前年度対比ではプラス二〇・七％の九千二百九十九万一千二百九十六円の増となったものであります。

次のページをお開きください。

第一項土木管理費が八千二百三十二万八千九十七円、これは一般職員の人件費が主なものであります。第二項道路橋梁費が二億八千五百四十九万七千十四円、内訳としましては、一目道路維持費が二千五百二十四万八千百五十四円、これは次のページの十三節の消融雪溝清掃業務、町道、歩道路面等清掃業務などの委託料や十五節の防雪柵設置等工事費などの工事請負費が主なものであります。

百三十八、百三十九ページをお開きください。

二目道路新設改良費が一億八千三百十二万一千三百五十三円、これは一般職員の人件費のほか、次のページの十五節の町道等整備費、十九節の五能線藤越踏切拡幅工事負担金が主なものであります。

三目除雪事業費が七千七百十二万七千五百七円、これは生活道確保のための除雪費用であり、次のページの十三節の除雪業務委託料、十四節の除排雪車両借上料が主なものであります。第三項都市計画費が一億五千六百一万二千五百四十九円、主なものとしましては二目下水道事業費が一億五千二百五十九万六千円、これは下水道事業会計に対する補助金及び出資金であります。

百四十四、百四十五ページをお開きください。

第四項住宅費が一千八百八十三万六千九百三十円、これは十一節の修繕料及び十三節の委託料が主なものであります。

百四十六、百四十七ページをお開きください。

第九款消防費が二億七千九百五十三万六千二百七十三円、歳出に占める割合は三・九％、前年度対比では、マイナス二・二％の六百二十四万八千七百七十二円の減となったものであります。主なものとしましては、第一項一目常備消防費が二億八百九万六千円、これは弘前地区消防事務組合の負担金であります。二目非常備消防費が四千七十九万五千二百五十円、これは一節の消防団員の報酬や十九節の県市町村総合事務組合への負担金が主なものであります。

百四十八、百四十九ページをお開きください。

三目消防施設費が二千三十五万五千百八十円、これは十五節の屯所新築工事費が主なものであります。五目災害対策費が一千二十五万一千五百八十三円、これは次のページの十五節の小中学校等の非常用発電装置設置工事費が主なものであります。

第十款教育費が六億八千二百三十七万三千九百二十九円、歳出に占める割合は九・五％、前年度対比ではマイナス三九・四％の四億四千三百三十九万八千百七十円の減となったものであります。第一項教育総務費が三億一千八十万四千八百六十二円、内訳としましては、一目教育委員会費が七十四万八千七百六十八円であります。

百五十二、百五十三ページをお開きください。

二目事務局費が一億四千七百五十五万一千七百七十七円、これは一般職員の人件費のほか、次のページの十三節のスクールバス運行業務などの委託料や十八節のスクールバス購入費、次のページの十九節の小中学校各種県大会等出場費及び小中学校修学旅行費の補助金が主なものであります。三目給食センター費が一億六千二百五十万四千三百十七円、これは、一般職員の人件費のほか、次のページの十一節の給食賄材料費などの需用費や、十三節の学校給食配送業務委託料などの学校給食業務の費用であります。第二項小学校費が九千八百八十四万二千二十九円、内訳としましては、一目藤崎小学校が一千八百四十七万二千八百二十三円、これは一般職員の人件費のほか、次のページの十一節の光熱水費などの需用費や十三節のエレベーター管理業務委託料などが主なものであります。

百六十二、百六十三ページをお開きください。

二目藤崎中央小学校費が二千五百六十万九千四百八十五円、これは一般職員の人件費のほか、十一節の燃料費などの需用費、十三節コンピューター保守業務などの委託料などが主なものであります。

百六十四、百六十五ページをお開きください。

三目常盤小学校費が二千二百七十万四千三百四十四円、これは一般職員の人件費のほか、次のページの十一節の光熱水費などの需用費や十三節のコンピューター保守業務委託や校舎清掃業務委託料などの委託料が主なものであります。



百六十八、百六十九ページをお開きください。

四目藤崎小学校建設費が八百八十七万三千二百七十七円、これは一般職員の人件費が主なものであります。五目常盤小学校建設費が二千三百十八万五千五十円、これは常盤小学校改築基本設計業務委託料が主なものであります。第三項中学校費が四千九百五十八万六千三百三十二円、内訳としましては、一目藤崎中学校費が三千百五十八万二千二百三十二円、これは職員の人件費のほか、次のページの十一節の燃料費、光熱水費などの需用費や次のページの十五節の工事請負費が主なものであります。二目明德中学校費が一千八百万四千百円、これは、一般職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や次のページの十五節の工事請負費などが主なものであります。第四項社会教育費が二億二千三百十四万七百六円、内訳としましては、一目社会教育総務費が一億一千六百七十四万六千三百二十二円、これは職員の人件費のほか、百七十八、百七十九ページをお開きください。十九節の町文化協会等に対する補助金などが主なものであります。二目公民館費が二百八十九万八千八百五十円、これは八節のながしこ奨励金などの報償費や、次のページの十九節の公共施設維持管理補助金、成人式実行委員会補助金などが主なものであります。三目図書館費が五百八十六万七千八百九十九円、これは嘱託員賃金のほか十三節のコンピューター機器保守管理業務などの委託料が主なものであります。四目保健体育費が三千三百五十六万三千九百十八円、これは次のページの十三節のスポーツプラザ指定管理料などの委託料や、十五節のスポーツプラザ藤崎シャワー室等設置工事費、十九節の町体育協会補助金などの団体補助金が主なものであります。

百八十四、百八十五ページをお開きください。

五目文化センター管理運営費が三千七百七万四千五百一円、これは十一節の光熱水費などの需用費や十三節の舞台機構設備保守業務、自主事業運営業務等の委託料などの施設管理運営費用が主なものであります。

百八十六、百八十七ページをお開きください。

六目ふれあいずーむ館管理運営費が一千五百二万三千五百九円、次のページをお開きください。七目常盤生涯学習文化会館管理運営費が六百五十七万一千二百三十八円、八目常盤ふるさと資料館管理運営費が五百三十九万五千二百七十九円、こ

れは各施設の維持管理のための十一節の光熱水費などの需用費や十三節の施設管理に係る委託料が主なものであります。

百九十、百九十一ページをお開きください。

第十一款災害復旧費が五万六千七百円であります。

第十二款公債費が十四億六千五百九十八万一千五百二十六円、歳出に占める割合は二〇・四％、前年度対比ではプラス一五・六％の一億九千七百八十六万六千五十一円の増となったものであります。第一項公債費一目元金が十二億七千八百八十八万三千二百九十三円、これは財務省のほか、青森銀行や郵便貯金・簡易生命保険管理機構などへの償還金であります。

次に、百九十二、百九十三ページをお開きください。

二目利子が一億八千七百九万八千二百三十三円、これは財務省などへの利払いであります。

第十三款予備費の各款への充用額が二千六百三十四万五千百七十三円であります。

なお、備考に記載の充当の内容につきましては、別に配付してございます平成二十三年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

以上、歳出の支出済額合計は、七十一億八千五百一万五千九百四十六円、前年度対比ではマイナス三・六％の二億六千六百十三万五千九百六十九円の減となったものであります。

これで、平成二十三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要について説明を終わりますが、委員からのご質問に対しましては、担当部署よりお答えいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

決算の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑をお願いします。これから質疑を行います。ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数からいきますか。三十九ページでございます。三十八ページ、三十九ページに当たるところでございます。そこ

に総務費委託金というのがございます。そして、戸籍住民登録費委託金、三節ですね。人口動態調査委託金一万五千円ほど、県人口移動調査委託金二万七千円ほど、歳入としてあるのでありますけれども、金額的に微々たるものなんですけれども、調査の結果というのは人口一万六千人をちょっと切ったなという我々のですね、これがずっと続いていくのかなというふうな認識もあるんですけれども、調査の結果というのはどういうふうにあらわれているものなんでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

平成二十四年三月三十一日現在の数値であります。総数で一万五千九百四十一人となっております。この数値は五年前と比較した場合は約六百人ほど減となっております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

藤崎地域は地域的にも比較的恵まれているし、あるいは通勤上もですね、便利な地域にあるわけでありまして。そして、子育て支援だとかもそれなりに取り組んできているわけでありましてけれども、人口減少というのをですね、どういうふうに捉えていらっしゃるのか、子供が少なくなったからなんだということに尽きるのか、その辺はどういうふうに担当課としても考えていらっしゃるのか、担当課というのは総務課でもよろしいので、どちらでもよろしいので、どんなふうに捉えていらっしゃるのかということをお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

過去五年間の平均出生者が年間百三名余り、亡くなられている方が平均百九十五人余りと、出生者の約倍の方がお亡くなりになっております。また、転入者と転出者を比較した場合も転出されている方が多いためにこういう結果になっているものと思っております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。工藤委員。

○工藤健一委員

七十三ページの簡易委託駅業務費の委託料の自由通路エレベーター保守点検業務委託料の件なんですけれども、聞くところによれば、毎年これをやっているようなんですけれども、何だかとまれば、上がるときに段差がつくと、そういう苦情があるようですけれども、そういう話を聞いているんですけれども、その後の状況はどうですか。

○委員長（小野 稔君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

東西自由通路のエレベーター、北常盤駅の東側と西側を結ぶエレベーターでございます。これは駅の施設というよりも右と左、東西の道路という認識で管理しているものでございまして、委員のお話しされたようにですね、最近特にどういうわけかエレベーターの段差が起きると。五センチ程度の段差が起きるということですね、通報が寄せられました。つい先日も寄せられました。小石が挟まったり、または利用している何かの拍子にそのような現象が起きるというふうになって、都度この保守点検をしている業者が通報によって駆けつけまして、改善させてはいるんですけれども、時には半日ぐらいの通

行どめというんですか、エレベーター停止というようなことも昨年度何度か起きております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

ページ数は二十九ページの教育使用料について伺いますけれども、文化センターふれあいずむ館、スポーツプラザときわ、文化会館の使用料ということですが、これは平成二十年から行財政改革の一環で使用料の見直しということで見直されて、それ以降はピーク時八百何万円ほど使用料の収入があったと思ったんですけれども、今回は六百八十万円と。およそ二百万円ぐらい使用料収入が減っているんですけれども、その要因というのはどういう要因があったのでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答え申し上げます。

社会教育使用料の施設使用料の減につきましては、体育施設の使用料に係る部分、この分が昨年四月から体育施設を指定管理ということで指定管理者の収入となっておりまして、その部分が減額ということで決算で出ているものでございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数は百五十一ページ、九款の十一番の需用費なんですけれども、この修繕料となっています。この修繕料はこちらの資料を見ますと、東日本大震災に係る計画停電対応の修繕料というのが入っていると思うんですけれども、その内容をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまの修繕料の内容の質問でございますが、庁舎の非常用発電機の修理が九十四万五千円、それから非常用発電機の修繕に伴う仮設電源取り付けがその残りの分でございます。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

それでは、歳出の六十七ページ、企画費の十九節負担金補助金及び交付金の中のみんなで創るふじさき地域活性化助成金について伺いますけれども、これは、各種の団体が事業を計画した場合、その事業費の一部を補助するという平成二十三年度から始められた事業だと思えますけれども、結論から申し上げますれば、私はこういう事業は大いに伸ばして、あらゆる団体がまちづくりに寄与していただきたいと、こう思うんですけれども、近年は行財政改革のという観点から補助金の補助事業の成果とか、効果が厳格に求められていると思えます。この補助金の事業をやった後の報告、あるいは事業の成果等はどのような形で交付団体から受けているのか伺いたいと思えます。

○委員長（小野 稔君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

みんなで創るふじさき活性化地域活性化助成金は、地域の課題を地域の人たちみずからが解決する。そういう目的で昨年度から実施したもので、昨年度実施したものは四団体ございます。常盤コミュニティの中の上町町内会、それから亀田町内会、それから藤崎停車場通りけやぐ組、それから葛野子ども会の四団体でございます。この四団体に関しましては、それぞ

れ事業計画の段階から企画担当者と綿密に打ち合わせをして、またはそれ以降の記載も私どもで請負いながら、一緒になって取り組んだ事業でございます。

それで、委員の、成果は出ているのかということでございますが、単年度で行われたのが上町の町内会、これは空き家対策ということで、老人のお年寄り世帯の見守りということで、非常に先駆的な地域の取り組みというふうに私は考えてございます。

次に、亀田町内会は、地域の環境向上作戦ということで、今年度も引き続き実施していくんですが、カラス対策や、昨年度は清掃施設組合の現状を視察するなど、意欲的に地域の環境衛生の活動を行っていますし、今年度もまた継続して行っている段階でございます。

藤崎停車場通りけやぐ組はですね、環境美化ということで、プランターを設置したり、またはLEDのランプを設置したりしているということで、通りの美化に努めてきたということで、それはそれで昨年は昨年で行ったんですが、今年は町コンということで、男女の出会いの場をやるということで、また、いろいろな同じ事業ではなくて、いろいろな取り組みをしてですね、地域の活性化、活力をですね模索しているというふうに考えてございます。

葛野の子ども会は、被災地の子供たちのところに金魚ねぶたをつくりに行っただけですね、勇気づけてきたと。また、被災地の現状を見てですね、自分たちがどうあるべきかということを考えてというようなことで報告を承っています。

なお、この四団体は、今年の三月に一同に会しましてその反省会、またその報告会を行って、さらにその情報交換をしているということで、非常に効果のあった事業ではないかというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今、丁寧に説明がありましたけれども、要するにただ単にイベントだけの補助とか、そういうのではなく、継続性が求めら

れると思うんですけれども、この助成金を決定するに当たって、審査していると思うんですけれども、その審査委員会はどういう構成になっているのでしょうか。

それと、申請のあったものを全て採択しているのか、あるいは却下しているものがあつたら、その理由等を説明願いたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

本来は、その審査会の座長は副町長が行うところですが、今回空席ですので、私がお座長を務めて、構成メンバーは、総務課長、企画財政課長、そのほか、その事業申請に当たった現課の課長をメンバーとして審査してございます。

全て通しているのかということですが、今年の七月には老人クラブの中の団体が健康づくりについて行いたいということに来たんですが、老人クラブという大きな母体の中での活動のほうが有利ではないかということで、活性化の助成金のほうからは除外させた経緯がございまして。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数がまた百七十三ページなんですけれども、一番下の明德中学校の需用費、その修繕料の中で、それこそ予備実績の資料をちょっと見ると、窓ガラスの修繕料不足のためとかって、こうありますけれども、壊したのはいいんですけれども、まさかいじめとか、この、そういう学校が荒れてということではないとは思いますが、その辺をちょっと教育委員会のほうに確認したいと思います。

○委員長（小野 稔君）



学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

今ご質問のガラスの割れですけれども、これは受付用の窓がちょっと割れたために、修繕したものでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数でいくと、四十一ページです。

ふるさと納税寄附金。百十万一千六百三十七円と。これは藤崎以外に住んでいて藤崎に寄附していただいている方の合計額だと思うので、非常にありがたいなと思っております。この人数が何人かというのと、それから最高額はどのぐらいの寄附をしていただいている方がいらっしゃるのか、まずお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

平成二十三年度のふるさと納税の実績でございます。県内、八戸市の方が一名、それから県外の方が五名、計六名で、百九万二千三百二十七円でございますが、埼玉県川越市の方で百万円という寄附をされた方がございます。旧常盤の縁者の方だそうで、先祖の方が北海道から川越のほうに来ただけけれども、その北海道に渡った人がもともと常盤の方だということで、恩義を感じてということで百万円の寄附をいただいております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質問はありませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

今ご説明ありました一人で百万円という高額な寄附をしてくれる方もいらっしゃいますし、金額の多寡ではないですね。その思いがあって、寄附していただけるということで、非常にこう感謝申し上げるんですけども、問題はその寄附をいただきますね。その後の行政サイドとして、寄附してくれた方への対応はどのようになっていらっしゃいますか、お聞きします。

○委員長（小野 稔君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

金額の大小に問わずですね、食彩ときわ館の方をお願いして、三千円程度の地元の産物をですね、詰め合わせて、送付していただき、お礼状を添えて送付しております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

我が藤崎町だけではなくても、全国的にふるさと納税していただいていた方にはですね、志の意味も含めて、町というか、その地域の特産物を贈呈したりしていることも非常に多いと思います。そこでですね、今度はその今現在、私もちょっとまだ確認していないというか、ちょっとあやふやなところがあって質問するんですけども、そのふるさと納税寄附するに当たってのホームページがありますよね。それには、ふるさと納税のコーナーがたしかあると思っていましたけれども、お願いの部分というのがあったと思うんですけども、そこにはその今の少ないけれども、三千円相当の町特産品を贈呈しますというののところは、ホームページ上ではあるもんなんですか。

○委員長（小野 稔君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

そういう記述はございませんが、この三千円相当もですね、課内、理事者等とも議論の対象になっています。金額的に変えたらどうかとか、また、もうちょっと頻繁にやったらどうかとか、そういうことで課内、または庁内です、もう一度その件に関しましては、百万円という高額な寄附もいただいたということも現にございましたので、考えていきたいと。まだ今年度は三千円相当しか送っていませんが、考えていかなければならないものだなというふうには考えてございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。清水孝夫委員。

○清水孝夫委員

ちょっと確認したいんですけれども、歳入のほうの三十九ページと、歳出のほうでは八十二ページなんですけれども、選挙費のことです。知事選挙と県議会議員選挙をですね、選挙費委託金というものがあって、歳出のほうではほぼ同額ぐらいになっていますけれども、町議会議員選挙費と町長選挙費は、これは交付税算入されているんですか。

○委員長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまの選挙費の交付税算入のお話でございますけれども、町の選挙、いわゆる町長選挙、町議会議員選挙については、交付税の算入はないものと認識しております。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百七十九ページの教育費の社会教育総務費の負担金補助及び交付金の中の被災地小学生交流会補助金百万円、これは田野畑村との交流事業のことだと思いますけれども、二十三年度は実際どういう交流事業があったのか伺いたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

平成二十三年度は岩手県の田野畑村から五年生児童三十三名、それから引率者五名が参りました。招待いたしております。その中で当町の三小学校の五年生児童との交流事業、これは金魚ねぶたづくりをして、交流を深めました。それから、あと、田野畑小学校の方たちには、町内において巨大農場の見学とか、それから町のねぶた合同運行への参加、そして弘前ねぶたの鑑賞、こういった事業内容で実施してございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

田野畑村は被災地ということで大変な思いをしているかと思えます。こちらからも各種団体の方々も何件か訪問していると思えますけれども、この田野畑村との交流は、相互交流で今後もずっと継続していくという考えでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

町長。

○町長（平田博幸君）

今の質問にお答えします。

昨年、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、前教育長さんと田野畑の教育長さんがその東北の教育長会議の中でのい

ろいろなやり取りで、田野畑の教育長さんが浪岡町出身ということで、震災に遭った子供たちをまずご招待したいと。そして元気づけてやりたいというのがこの交流のきっかけでございます。今年で二回目になりましたけれども、私も受け入れ式、そしてまた弘前のねぶた祭りにもご一緒したし、もちろん二日の合同運行にもご一緒させていただきました。校長先生にも、我が町としてはずっと皆様の五年生を継続的に招待したいというお話も見送る際に私のほうから自分の言葉で述べさせていただきました。

また、奈良岡議員ご存じのとおりですね、町内会やら、あるいはライオンズクラブやら、各種団体、もちろん工藤 勲さんが会長をやっている農業委員会もですね、正月明け、まずは震災を自分たちの目で見ると、そしてまた、少しでも向こうの被災地に元気を与えたいということで、農業委員会も正月明けに研修地を選んでいただきました。

私は議会のご理解のもと、そしてまた町民のご理解のもと、相互交流しながら、できれば近い将来は姉妹町村というような形で、締結によって、人的、産業、文化、全ての面で交流地をこれからまたいろいろ交流しながら、そういうことをですね、進めていきたいという思いでございます。

実は、今年の花火大会にもちょっと急でありましたけれども、四月の中旬ごろ上机村長に私のほうから電話させていただきました。口頭で大変恐縮ですが、八月の二十日、時間をとれますかというお話をさせていただきました。そしたら、三時までは公務があるということで、次年度でよかったですらぜひまた我が町にも足を運んでくださいというようなまた電話もしております。

そういうことで、今後は子供に限らずですね、人的交流をしながら、物産の交流もしながら、いろいろ交流を深めながら、近い将来は姉妹町村という形になればなど、そういう思いでございます。その都度その都度議会の皆さんにはいろいろご報告しながら、その作業に進みたいと、そう思っております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

きっかけは震災で、こちらからお見舞いを申し上げて、復興の手助けをします。そして私たちがどうあるべきかということもあわせて考えいく必要があると思いますけれども、この交流を通して、将来は今町長から姉妹都市を締結するというような話がありましたけれども、やはり最終的にどういう趣旨で交流をしていくのか、ただ単に「今年はねぶた、花火があるはんで来てくださいよ」とか、そういうのではなく、将来を見据えた交流事業にしていかないと、相手にとっても失礼ですし、計画的な事業の推進に当たっていただきたいと思います。姉妹都市を締結するならするで、私はそれでいいと思いますので、その方向に向かって田野畑さんにもそういう旨を伝えて、理解をしていただくべきだなと、こう思っております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。清水委員。

○清水孝夫委員

この二十三年度のこちらのほうからちょっと質問したいんですけれども、要は滞納繰越額内訳で総額で二億九千六百万円、約三億円です。これは昨年と比べて金額的にはどのぐらい差があるんですか。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

済みません。もう少し、もう一回お願いします。

○清水孝夫委員

決算、監査委員の、この五ページの滞納繰越額内訳、総額が二億九千六百八十二万二千元ぐらいになっていますけれども、これは二十二年度決算と比べてどのぐらいの差があるんでしょうか。済みません。勉強不足で大変済みません。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

去年から見て下がっていることは下がっています。（「数字的なことを聞いていました」の声あり）

○委員長（小野 稔君）

暫時休憩します。四十分まで休憩いたします。

休 憩 午前十一時二十四分

---

再 開 午前十一時三十七分

○委員長（小野 稔君）

休憩を取り消し、委員会を再開いたします。

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

平成二十二年度の四税の滞納繰り越しの総額でございますが、三億三千五百六十三万七千八百七十九円でございます。平成二十三年度の額でございますが、三千八百八十一万五千八百四十三円の減になってございます。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑はありませんか。相馬委員。

○相馬勝治委員

ページ数は四十九ページと百五十一ページ。ちょっと関連があると思いますので、よろしく願いいたします。

まずは、百五十一ページの文化センター非常用動力配線増設工事ということで、これに関しては配線の工事が必要だとい

うことです。そしてまた、その下にはですね、非常用発電装置設置だけになっておるんですが、震災からこの当町では発電機を準備しているということで、この準備した時点でですね、配線のほう、文化センターにおいては、配線増設したということで、この辺の関連といたしますか、発電機を設置するようなことによって、配線の組みかえとか、配線のし直し、その辺はどうなるんでしょう。

○委員長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

文化センターの非常用動力配線増設工事につきましては、文化センターのほうには元来非常用の発電機が屋上に設置されてございます。それは非常時に、停電時に、いわゆる非常用の消火栓とか、そういったものの作動を確保するために設けられているものでございますが、今回、停電時にトイレも使用可能にするために配線の増設工事を行ったものでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

相馬勝治君。

○相馬勝治委員

それでは、百五十一ページに関してですけれども、あと、下段のほう、中学校とか、給食センターもありますけれども、この施設に関しては、何ら問題はないということよろしいんですか。

○委員長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）



小学校非常用発電装置と、藤崎小学校非常用発電装置の設置工事でございますけれども、これは先般の震災で電気がとまった際に、藤崎小学校と藤崎中学校については、トイレの水が使えないということございました。それは藤崎小学校は、消火栓用ポンプに入っている水を汚水に使うということで、ポンプアップしなければならないということで、電気が必要だと。藤崎中学校についても雨水を使った水を汚水のほうに使っているので、ポンプが回らない限りは水が出てこないということで、今回発電機を設置しました。その際には、動力の配線だとかそれも一緒に行ってですね、非常用の電源を確保したということでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

それですね、四十九ページのほうなんですけれども、防災対策事業ということで、非常用発電機を設置したと、五百万円相当の発電機を設置したと。これに関しては配線とかは全部クリアして、発電機で非常用に備えるということの認識でよろしいんですか。

○委員長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまの防災債の非常用発電機設置事業ということでございますが、百五十一ページの工事請負費の文化センター、給食センターからふれあいずーむ館の非常用発電装置設置工事費の財源として、この起債を充てたということでございます。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

雑入予備費充用に関する資料が提出されておりますので、参考にしてくださいということでしたので、詳しい説明がなかったのですけれども、お聞きいたします。

雑入予備費充用に関する資料の中ですね、これは予備費の実績の2ページのほうですね。総務課にかかわることであります。九款一項五目にかかわることなんですけれども、平成二十三年三月十一日発生した東日本大震災に係る経費に百五十万円ほど出費しているんですけれども、職員手当等、人的支援対応、時間外勤務手当というふうになっておるのですけれども、これは具体的にはですね、人的支援対応、これは現地ですが、これを藤崎町で支援物資を整えるために、職員の事務時間外手当に、これにも払わなければならない、払う理由とといいますか、どういう事情で時間外勤務手当まで払わなければならないのかということをお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまの災害の関係の時間外手当の件でございますが、町では被災市町三市町に人員の派遣をして、災害の支援をしてございます。一つ目が名取市、それから二つ目が宮古市、三つ目が山田町にそれぞれ人員を派遣してございます。その派遣した方の作業に当たるための時間外勤務手当ということでございます。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、名取市、宮古市などに行った被災地での職員の行動とといいますか、勤務とといいますか、そういうことに対する時間外勤務手当ということですか。

○委員長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

そういうことでございます。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

厳密に言えば、そういうことなのでしょうけれども、どういうふうな、そうすれば、現地に派遣された人の申告に基づいてやっているということなんですよ。それをチェックする体制はないわけでございますので、災害時のこういう派遣でも時間外勤務手当は支給されて当然なのかどうか、規定上、そういうふうになっていらっしゃるのかどうか。そのことについてお聞きします。

もう一つ、関連してですね、この間、何人職員がですね、派遣して、どういう仕事をしたんですか。職員もよくわからない。あるいは行ったことは貴重なことであるし、現在も人手不足に泣いている被災自治体が多いわけですから、まず、何人派遣して、職員が行って、どんな仕事をしたのかですね。説明していただきたい。

○委員長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

それでは、最初に派遣した人員と仕事の内容について説明をしたいと思います。

まず、宮城県名取市への派遣でございますが、この派遣につきましては、保健師の方が中心になって二回の期間にわたって派遣されてございます。一回目が三月三十一日から四月の四日までの五日間、二回目が五月の二十日から五月二十三日ま

での四日間、保健師二名と事務職員一名の三名が一チームで二回派遣されてございます。作業の内容ですが、これは被災されている住民の健康管理ということで派遣してございます。

それから、二つ目の宮古市への派遣でございますが、三名の方が派遣されてございます。期間といたしましては、四月の十六日から四月の十九日までの四日間。作業の内容といたしましては、支援物資の仕分けが主な作業内容でございます。

それから、もう一つの山田町への派遣でございますが、五月の二十七日から五月の三十一日までの五日間の派遣となっております。作業の内容といたしましては、食事の配給、あるいはごみ出し等、被災者のお世話を当たってございます。以上でございます。

それと、時間外の支出につきましてでございますが、この二市一町への派遣とも、いずれにしろ実際に時間外の勤務ということで作業をするわけですので、時間外の支給については当然すべきものというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は百五十一ページです。

町営住宅非常用発電機購入費を見ているけれども、これをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○委員長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

これは昨年の大地震の際、停電になった際、藤崎地区のみどり、白樺団地、こちらのほうへ停電になった際、高架水槽を

使っておりますので、その高架水槽へくみ上げるためのポンプが停電のため作動しないということで、それに対処するために発電機を購入したものでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

関連があるので先にこれをやります。百五十一ページの同じところですよ。

各施設の非常用の発電装置を設置してはいますが、この中に中央小学校はないんですけれども、中央小学校はそういう設備をしなくても大丈夫だということだんですね。まずそこを確認します。

○委員長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

今委員おっしゃったとおり、中央小学校については、今回の震災での停電の際にでも水の供給はありました。それは直結といまして、直接高架水槽までそのまま普通の水道の圧で、それで上がるということで、その高架水槽から普通のトイレの水だとか、飲み水も供給してやれますので、今回はそれはなかったということです。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数でいくと八十一ページでございます。

県市町村総合事務組合負担金の滞納整理分の百八万九千七百十六円、この内容と算出の根拠を教えてください。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

これはですね、滞納整理組合、いわゆる滞納した場合のそれを差し押さえとか、それを委任します。委託します。そして、依頼額の実績のですね、一一％を支払うということになります。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ちょっと要は差し押さえをして、その組合にお願いして、差し押さえをして回収した分の一一％がこの手数料として支払われるということでもいいですか、再度確認します。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

そのとおりです。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

あと、先ほど清水委員もちょっと資料を出しましたけれども、町の監査委員の報告書の中の四ページにありますけれども、一覧表として出ています。それでですね、大分古いのもまた残っている形、要は昭和五十七年度ですね、例えば国保の金額が一件、六万七百十円だとかですね、これは具体的に言えばもう三十年も前の滞納の残高になるんですけれども、現実問題として、これは事務処理として回収できるという形でこういう処理になっているんですか。これは全般的なことなので、ど

こさ聞いたらいいのかわからないので、ちょっとお聞きしますけれども。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

古いやつは差し押さえ等の関係でございます。例えば、不動産とか、その分が残っているものです、古いやつですね。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

古いやつが差し押さえで残っているということは、今私の解釈が間違っていたらごめんなさい。要は、差し押さえしているはんで、欠損処理できねということの話でいいんですか。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

不納欠損は差し押さえしていれば、不納欠損はできません。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

そうすれば、済みません。今の現状でいけば、十年後も二十年後もこのままで進むという考え方でよろしいんですか。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

差し押さえがそのままであれば、そういうことになります。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

最後にします。

長期間になっているので、何というんですか、人にはそれはそれぞれ短い、長いはありますけれども、今までのそれは差し押さえをしているということは、その人はまだ健在で、要はその人といのは滞納者が健在で、今現在いるという形でのよろしいんですか。済みません。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

健在とは限りません。亡くなった人もいます。ただし、亡くなくても不動産には差し押さえをかけていますので、そのまま生きています。

○委員長（小野 稔君）

昼食のため休憩いたします。

再開時刻は午後一時とします。

休 憩 午前十一時五十四分

---

再 開 午後 〇時五十六分



○委員長（小野 稔君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方。浅利委員。

○浅利直志委員

百五ページでございます。そこにですね、百五ページ、児童福祉総務費なんでしょうか。七節賃金、嘱託員賃金一千百八十八万円ほどあるんですけれども、これは学童保育のですね、人の賃金かなというふうに私は思った。その学童保育の嘱託員というか、そういうことについてお聞きしたいと思っているんですけれども、ここでもよろしいのでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

学童保育指導員の賃金十八人分であります。以上です。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

これは給食のほうにも嘱託員というか、厳密というか、現状の状態に合わせればパートというか、時間給七百円ほどだと思っておりますけれども、現状は七百円で、いつごろから七百円で、こういうふうに現状も七百円だと思っておりますけれどもやっぺらっしやるのかお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

手元の資料では、平成十七年度から七百円の状態が現在も続いております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

町長にお聞きいたします。

この間、公務員の給与、あるいは賞与、それらについてもですね、削減、そして財政が厳しいということで、議員も手当などを削減し、報酬も削減した経緯もありますけれどもですね、正職員、あるいは臨時職員と違ってですね、このパートの職員、パートにも依拠して仕事を担っていただいて、業務全体を遂行しているわけでありまして。これが十年一日のごとくですね、七百円という状態をですね、改善する必要があるんじゃないかなと。県の労働最低賃金も改善をしてですね、六百四十五円ほどでしたか、値上げになっております。全国的にはいわゆる改善の方向で動いているわけでありましてけれども、この嘱託員賃金ですね、自給七百円という状態をですね、わずかでもですね、改善するという余地はないものなのでしょうか。また、必要性があると思うんですけれども、なぜならば、官民格差ということが言われますけれども、あるいは、格差が広がっている社会だと言われますけれども、正職員と責任や仕事量は違うけれども、同じような仕事をしている人の仕事をですね、もっと正当に社会全体で官庁としても評価するべきものではないかなと思っておりますけれども、どういうお考えでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

ただいま浅利直志議員からは、学童保育の嘱託員の賃金に関してのお話でございます。これに限らずですね、我が行政にかかわる全ての分野にわたるパート的な人たちの賃金等も踏まえまして、近隣市町村の賃金、手当の情報も察知しながら、次年度に向けて、いろいろ協議していきたいと、そういう考え方でおります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これはページ数でいきますとですね、百十三ページでございますでしょうか。民生費といいますか、その中での予防費にかかわることでございます。その中の十三節の委託料にかかわることでございます。この中で、主に二つのことについてお聞きしたいんですが、とりあえず一つ目はですね、集団健診委託料二百五十八万円、そして医療個別健診委託料と三千四百十二万円ほど支出しております。それで、医療の個別健診、健診を勧めて、病気の予防をしようというようなたばこも飲まないで健康になろうというのも生活習慣病を改善しようというのもあるんでしょうけれども、この個別一般健診といいますか、これが実際どれくらいの実診率になっていらっしゃるのかですね、現状の取り組みの状況をですね、お知らせしていただきたいということでもあります。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

ただいまの浅利委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、集団健診と、医療個別健診につきましては、集団健診については、字のごとく、皆さんが一同に会して、検診車なりが来まして、集団で行う健診でございます。

医療個別健診に関しては、個人が医療機関に出向いて健診を行なうということになってございます。そして、その内容で

ございますが、まず、健診の委託料ということで、一括りにしておりますが、いろいろと健診の内容はございます。特定健診、それから各種がん検診等々がございます。それで、まず、特定健診に関しましてはですね、まず、受診者の数が対象者が三千六百七十八名に対して、一千四百三十八人、そういうことで……、一千六百八十三名ということで、二十三年度に、これについては押えてございます。受診率としては四五・七五九%ということで押えております。

それから、その他の各種検診についてはですね、いろいろがん検診等もございますが、重立ったものでは胃がん検診が二千四百八十八名、肺がん検診が二千五百二十一名、大腸がん検診が二千三百三十三名等々がございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

他にありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

それで、健診をアップしてですね、病気になる人を少なくする。ひいては医療費を早期に抑制するという効果を目的としているんですけども、何かこれのいわゆる四五%から四八%だか超えないと、いわゆるペナルティーでお金をやりませんよとか、そういうことが言われておりましたよね。今最近聞くと、何かそういうのもねぐなったのじゃないかとかいう話も聞くんですけども、実際、この健診と、メタボ検診って、あれほど町長も私も聞きたくないような状態ですけども、このメタボ検診率を上げようというようなことがあったんですけども、その辺、どういうふうな厚労省といいますか、そういう状態なんでしょうか。五〇%を超えることを少なくとも目標にすべきだと思うんですけども、どういう現状で、どういう取り組みをなさろうとしているのかお聞きいたします。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず、特定健診に関しましては、目標がですね、特定健診、検診に関しては目標が六〇%を目標としております。それから、これに伴ってですね、事後指導という形になるんですが、保健指導、これが目標としては、済みませんでした。健診のほうも済みませんでした。六五%を国のほうでは目標としております。それから、事後指導の保健師が指導する、特定保健指導というのが四五%を目標としております。これに対しまして、我がほうではですね、二十三年度の速報では、先ほど申し上げましたが、特定健診につきましては、四五・七六%、それから保健指導に関しては四〇%ということで、目標を下回ってございます。

それで、これからこの健診についてはですね、ますますこの重要性が高まってきているわけでございますので、保健教育、それから健康推進委員の方々ですね、お力を借りて、目標に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

それから、委員ご質問のペナルティーに関してはですね、これは国保のほうの問題になるのですが、私が知っている限りではですね、浅利委員が今ご指摘のとおり、前はそういうペナルティー云々があったようには思うんですが、今最近はそのような話はちょっと聞こえなくなったのかなということでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

同じページ数の百十三ページですけれども、その中に需用費で消耗品費自殺予防に四万二千元ほど、印刷製本費自殺予防十一万五千元ほどと。この自殺、みずから命を絶つということですね、子供も大人もできるだけ減少させる。特に大人の場合、年当たり全国では三万人、一つの自治体を失っているような状況なわけでありましてけれども、この印刷製本費自殺予防十一万五千元というのは、これはどういう印刷をして、どう配布か何かしたものなんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず、印刷製本費のほうからでございますが、具体的にはポスターですね。これが六万六千五百五十円、ポスター代かかってございます。これは相談所、これと若干違うんですが、この上のほうに委託料の中にある心の健康相談という委託料がございまして、こちらのほうに周知するためのポスター代が六万六千五百五十円と。そのほか、これに向けての周知するためのチラシ代として四万九千三百五十円、これが印刷製本費でございます。

それから、同じ需用費の中の消耗品につきましては、これは内部のですね、コピー代等の事務費に使わせていただいております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数でいきますと、五十九ページでございます。

町長に率直にストレートにお聞きいたします。

町長の交際費についてでございます。近年、首長の交際費、いろいろなところで公開する自治体が非常にふえていると。ホームページ上でもですね、首長の交際費が閲覧できる自治体も現実にはございます。そういった中において、今後この町長の交際費をこの明細をですね、公開していく気持ちがあるのかなのか、この点をちょっとお聞きします。

○委員長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

あの、体重は重いですが、ガラス張りにする旨、鋭意努力してまいります。ということは、早い時期に公開するようには

いろ内部で検討します。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷 貴委員。

○鶴賀谷 貴委員

ありがとうございました。

続きましてですね、ページ数の百二十五ページでございます。

りんご共済制度加入促進事業補助金百九十六万五千二百五十四円、この事業のちょっと内容をまず先にお伺いいたします。

○委員長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

共済制度、皆さん、リンゴ農家であれば、入ってくださいよということで勧めているんですけども、そのうちの県で五〇%まで上げよという、町でもそれに倣ってですね、五〇%までの加入率を上げようということで、皆さんに働きかけをしているわけでございますけれども、その一環として、農家の方々が払う掛金の総額の一五%を町で助成しているということでございます。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

そうしますと、平成二十三年度において百九十六万五千円の助成をしましたがけれども、じゃあ先ほど答弁にもありましたけれども、加入率と言えど何%になっているんですか。

○委員長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

平成二十三年度の分の実績ですよ。

戸数でいきますと、二百二十四戸、面積がですね、二百七十九・二ヘクタール。率がですね、本来であれば五〇%という  
と三百八十三ヘクタールぐらい入らなければだめなんですけれども、平成二十三年度の実績できいきますと、三八・三%の  
加入率ということになりました。

○委員長（小野 稔君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

現実問題として、助成はしたけれども、結果的に五〇%を下回ったという平成二十三年度はという形ですよ。じゃあ今  
後はどうしていくつもりなんです。行政サイドとしてどういうふうな考え方で進めていくんですか。

○委員長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

当然、今年度も一五%補填、補助するということを出してしまして、今年はですね、これが二十三年度の実績ですから、  
二十四年度、五〇%までは行かないんですが、ちょっと私、ちょっと待ってください。済みません。四〇%は超えました。  
まだ五〇%はでも行っていません。そのためにですね、財政的にも許すのであればですね、今後とももう少しですね、続けて  
いきたいと考えてはございます。以上です。



○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今のりんご共済制度の加入促進事業の補助金について聞きますけれども、これは二十三年度は百九十六万五千円と。二十二年度は幾らぐらい助成していたのでしょうか。前年比……。

○委員長（小野 稔君）

休憩かけます。

休 憩 午後 一時十五分

---

再 開 午後 一時十五分

○委員長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

申しわけございませんでした。

二十二年度です。二十二年度については三六・八%の加入率でございました。以上です。

金額はですね、申しわけございません。額がですね、二百十一万三千七百七十二円ということでございます。済みませんでした。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

この事業はたしか記憶によれば、平成二十一年の六月の雹害のときの果樹共済の加入促進のために県で指導した事業だと思うんですけども、二十二年が二百十何万円で、二十三年度が百九十何万円と。二十四年度、今年度の予算が二百八十万円ぐらい計上しているんですけども、その算定根拠というのはどこにあるのか。

○委員長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

算定根拠ということによろしいですね。

パーセントにつきましては、共済組合のほうで、結果樹を対象に、何ヘクタールが入ったかということで、共済組合のほうでその面積を出していますので、それでそのパーセンテージについて何パーセントというふうな出し方をさせていただきます。実際のリンゴの面積ではなくて、結果樹が対象です。以上です。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

それでは、十アール一律掛金の一五％ということではなく、総枠の中で加入した結果樹の面積で割るということですか。

○委員長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

ちょっと算定のほうは非常に難しいということなんですが、本人の箱数であくまでもいってございます。例えば十アール入ってもですね、人によっては百とか、二百とか言い張る人がいるわけでございますけれども、それは共済組合のほうで独

自の数字がございます。それで面積換算をして出しております。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

ちょっと聞き方がまずかったかもしれませんが、結局掛金の一律何%を助成するという考え方でなく、補助金という枠があって、それを加入した面積で割るということですか。

○委員長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

町の補助金については、個々に対する補助金については共済組合から来た賦課金と掛金、その総額の一五%に助成しております。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

それでは、この助成金の目標が果樹共済の五〇%だということでしたけれども、その目標の年度はいつになるんですか。延々と五〇%になるまで続けるのか伺います。

○委員長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

この件についてはですね、共済組合とも一応はその去年、今年、もう当初からの計画では助成期間というのは何年という

ことでやったんですが、市町村によってはですね、比較的効果がないということで、やめている市町村もございます。ただ、大半ほとんどがまだ足りないということで、これからも助成していこうと。それから、五〇%をもう既に超えたところについてもそれを維持するために、助成を続けていこうという市町村も多々あります。できればやはり当町についてもまだ五〇%に達していないということで、できればですね、いつとは期限を言えませんが、もうしばらくですね、助成を続けられればなと思ってございます。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

考え方として、災害は忘れたころにやってくると。台風も近年は来ていないし、雹害、雹とか、そういうのも近年は来ていない、リンゴにとっては大きな災害が近年は来ていないので、町としてもこの災害のことに備えて、こういう助成事業をもっと加入促進の役割も担っていると思うんですけども、その辺については町の農政上、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

先ほど農政課長もお答えしましたがけれども、五〇%を目安、目安を超えても近隣ではその助成を続けていくところもあるということでございます。我が町といたしましても、災害に備えるべく、加入、未加入については、最終的には農家の判断でございますけれども、いざ鎌倉、いざ被害に遭ったときに、どこも救済策がないということのないようにですね、一般農家の家庭でも入りやすく、助成は続けていきたいと。そのためにですね、加入率を高めるためには、共済組合等も横の連絡を密にしながら、あらゆる機会に果樹農家の人たちにいろいろ広報、PRをしていきたいと、そう思っております。以上で

あります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

百五十九ページでございます。

給食センター費の中ですね、委託料でない、工事請負費、手洗い器交換工事費八十一万二千七百円とありますけれども、これは交換しなきゃならない状態になって交換したんですか。どこの交換器、給食センターなんでしょうけれども、どういう手洗い器なんですか。

○委員長（小野 稔君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（横山清逸君）

お答えします。

給食センターの手洗い器ですけれども、保健所の指導が一年に一回入ってきます。その指導の中で、調理場の手洗い器は自動式が衛生的なので、順次自動式の手洗い器にするようにという指導を受けております。それで、去年ですけれども、衛生面、それから利用頻度の高いところ、一般調理室、それから焼き物、揚げ物、煮物室、それから野菜果物室、これについて去年更新いたしました。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

保健所から指導を受けるような、この間つくったものですね。指導を受けるような手洗い所をつくっているようじゃ困

りますよ、これ。清水議員も一般質問でも質問していましたがけれども、何かその中でのやり取りの中です、誠意を持って今後も対処するんだというふうなお話しも聞いたんですけども、これは誠意を持った対処の中に入っていないんですか、これ。百六十万円かかったけれども、半分持ったんだというようなことなんですか。実体はどういうことなんですか、これは。

○委員長（小野 稔君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（横山清逸君）

必ず自動式にしなければならないというのは文書では出ておりません。学校給食衛生管理基準によりますと、肘等で操作できるレバー式、足踏み式、または自動式ということでございましたので、設計上はレバー式のほうを採用したと認識しております。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

委員長にお伺いします。関連してですね、そうすれば、保健所の指導を率直に受けとめて、いわゆる一般調理室のですね、手洗い器を自動式のものに変えたというふうに承ったんですけども、何カ所変えたんですか。あとこれから何カ所変える予定なんですか。

○委員長（小野 稔君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（横山清逸君）

調理場の中にあと九カ所、まだレバー式のところがございますので、約九カ所、今後検討してまいりたいと思っております。

す。以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

これは一カ所分ですか、二カ所、三カ所分なんですか、これ。八十一万円というのは。

○委員長（小野 稔君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（横山清逸君）

これは先ほども申しましたように、三カ所分でございます。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

この件に関しては最後の前ぐらいにしたいと思います。

誠意を持って浄化槽のですね、ことだとかも、修理を含めて、誠意を持ってやるというふうに話し合ったんだというふうなことなんですけれども、これは何かちょっと通常の言い方で恐縮なんですけれども、何か書き物か何かあるんですか、これ。誰と誰が約束したことなんですか、これ。

○委員長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（武田 登君）

これは私が承認してといたしますか、いろいろ前の議会でも問題になっていたことは承知しておりました。それで、今年度

に入ってから、四月、工事を監理しましたR A B開発の所長と話をしまして、この浄化槽のふぐあいを直すということで、話はしましたが、お互いにそれは仕様というふうなことで、書き物についてはいただいております。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

いや、ちょっと笑っちゃられないんですよ、本当に。やっぱり瑕疵担保責任といいますか、契約上の瑕疵担保責任というのはやっぱり厳密にですね、適用するときは適用しなければならないし、また、ただ単に当事者のあうんの呼吸で誠意を持ってやるということだけではですね、これは示しが見つからないわけです。我々も明日にどうなるかわからないというのはあんまりですけれども、明後日にはどうなるかわからないあれだわけですから、きちんとですね、誠意のですね、中身をきちんとさせないと、いかなのではないのかなと思っておりますので、何らかの違う形でですね、あとじゃあ誠意を持って対応する箇所だとか、特に床が滑りやすいとかですね、そういうことも言われているんですけれども、あと誠意を持って対処しなければならないというふうに誠意を持って約束したところはどこなんですか、お聞きします。

○委員長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（武田 登君）

これについては、浄化槽については、今試験運転しております。そのほかのことについても、床のひび割れ等もあります。これについても話は今してありますけれども、これは施工業者じゃなくて、施設のほうは建設会社でやっておりますので、そちらとも交渉をしているところであります。

また、この水道施設については、あとそれから消毒液の自動化についても、これは発注した時点では、余りそういう指導がなかったそうです。ただ、それを、この給食センターが建ってから、保健所の衛生面の指導が強くなりまして、この自動



であることが望ましいという、そういう指導のもとに、これは変えたというふうなことであります。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百七十五ページの社会教育費の社会総務費の報酬ですけれども、報酬を払っている審議会、委員会が三つほどありますけれども、生涯学習推進本部は二十三年度は不用額になったんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えします。

生涯学習推進本部につきましては、二十三年度開催いたしてございません。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

生涯学習推進本部は毎年のように予算計上されていますし、二十四年度も予算計上していると。それで、要はその推進本部の構成員もそうなんですけれども、その推進本部そのものの役割は何なのかというのを伺いたいと思います。

○委員長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

生涯学習推進本部につきましては、これは庁内組織として、本部長を町長として構成してございます。そして、またその

外部というか、外部の方々に入っただけ……。失礼しました。生涯学習推進本部につきましては、町長を本部長として、その本部委員には例えば関係機関、それから社会教育団体の代表等の方々に入っただけで、構成しておりますが、町の生涯学習に関する施策の総合的な企画に生涯学習基本構想、基本計画等について審議していただく、そういうふうな目的の組織でございます。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

生涯学習のその重要性といいますか、位置づけがはっきりしているのであれば、年によっては会議を開いたり、開かなかったりとか、そういうのはあればだめだと思うんですよ。やねだばやねと、予算計上しないと。やるんだらちゃんと目的をちゃんと持って成果を出すようにしてやるという姿勢が必要だと思うんですけども、これは外部の委員もいるので、報酬を計上していると思うんですけども、外部の委員がいるのでしたら、特にそういう方向づけが必要かと思っておりますけれども、いかがでしょう。

○委員長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

奈良岡委員が心配なされることはもっともでございます。昨年は我が町にとっても大変政治混乱の時期がございました。私が就任したのは十一月の末でございます。担当課長より、十二月の上旬に、このことについていろいろ私に相談をいただきました。速急に開く指示もできましたけれども、年度末まではあと数カ月しかないということで、次年度改めてこの生涯学習対策本部を設置しながら、いろいろ社会教育、あるいは高齢者も含めての生きがいある高齢者教育、もろもろのことを改めて年度明けてからやるということで、このような形になったところでございます。よって、奈良岡委員には大変ご心配

をかけていますけれども、昨年度の事情を重々承知していただきながら、ご理解賜りたいと、そう思っております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

心配しているんですけれども、去年の政治的な混乱は、町民にとっては、町政の停滞ということになりますけれども、こういう生涯学習推進本部をやっているやっていないとか、やっていないはんで生涯学習が停滞したとか、そういうのは理由にはならないはずだと思うんですよ。ですから、この必要性という重要性を感じているのであれば、何があろうともやるべきだと、こう思っておりますので、そのような姿勢で臨んでいただきたいと、こう思います。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員どうぞ。

○浅利直志委員

あと二問ほどで終わりたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

教育にかかわることをございます。ページ数でいきますと百七十一ページの藤崎中学校、ここの例えば燃料費が五百七十四万円となっています。これに対して明德中学校は燃料費百三十三万円と。約三倍ぐらい違う。その主なる理由は、床暖ではないかなと思っておりますけれども、ところで、聞きたいのを結論づけますと、今度の基本設計も二千八十九万円、常盤小学校ですね、計上されました。これ、基本設計を分離したというか、これは結果的によかったと思っております。さまざまな混乱もありましたけれども、産み苦しみであったなと思っておりますので。

それで、常盤小学校は暖房といいますか、冬場の暖房はどういうふうにして確保することになったんですか、結論的に言えば。質問の結論は、常盤小学校建設費の常盤小学校基本設計にかかわることですけれども、どうなったんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

この常盤小学校の暖房の件でございますけれども、基本設計のときから、まず、教室は個別の暖房ということで考えております。というのは、あと多目的スペース、あるいは教室前の廊下については床暖房を考えております。あとほかの特別教室については、個々の暖房というふうに考えております。

先ほど藤崎中学校と明德中学校の話が出ましたけれども、藤崎中学校は全て床暖房ということになっていまして、一度冬場に火を入れますと、あとそれを消すことなく、回っています。ただ、授業時間が三時過ぎだとかということになりますと、温度は下げますけれども、基本的にはそのボイラーはついている状態でございます。

あと明德中学校については、教室、個々のファンヒーターで対応しているということで、その差で燃料費の違いが出てきているということでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。野呂委員。

○野呂日出男委員

ページは百四十一ページです。

道路新設改良費の十五節町道等整備費が六千百万円ほどになっておりますし、また、十九節の五能線藤越踏切拡幅工事負担金が八千六百、約八千七百万円ほどになっておりますが、これに伴って、三ツ屋の方面から藤越に向かって、昨年度に道路が整備されておりますけれども、その道路の整備について伺います。いわゆる道路そのものを整備するに当たっては、十三節の委託料の中の道路整備測量調査等の業務委託料が一千三百万円、さらには道路等整備測量設計業務委託料が八十七万

六千円となっておりますけれども、できてみた状況から見れば、できた面は大変いいんですけれども、この工事にかかわりましては、ちょっと一般的に話題になっておりますけれども、道路の拡幅そのものが換地一体になっていないと。交差点付近で、換地一体になっていないと。せつかく道路を拡幅するのであれば、なぜ換地一体に設計しなかったのか。また、施工しなかったのかというような疑問が出ています。それについてちょっと伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

ただいまのご質問にお答えしますけれども、換地一体という、ちょっとその意味がよく私のほうでのみ込めないんですが、道路用地、換地といいますと、水路用地とか、そういうものを含んでいるということなんですか。あそこに関しては、用地買収等も行って、拡幅工事をしておりますので、残地みたいな部分がないと思っておりますけれども、以上でございます。

○委員長（小野 稔君）

野呂委員。

○野呂日出男委員

そうすれば、具体的に申し上げます。

いわゆる交差点の踏切から向かって左側の川部に交差する箇所ですけれども、いわゆる側溝と民地との間にいわゆる換地が残っているというような指摘がされております。また、この工事に関しては、兵藤酒屋さんと、田澤農機さんのところの買収もなされたと思っておりますけれども、両買収された部分以外の残地のいわゆる残っている部分、いわゆる宅地並びに工場の建っている場所の境界まで手をかけたというような噂もありますし、それが事実なのかこれも伺います。

○委員長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

後でおっしゃいました田澤さんと境界の問題ですが、それにつきましては、田澤さん本人とお話しまして、境界のくいつきましては、もう一度復元するということで了解をいただいております。

また、川部側の交差点のその現在の水路との間に民地、側溝と民地の間に残地があるというのはちょっと我が方では確認しておりませんので、その辺につきましては、もう一度調査いたしたいと思います。以上です。

○委員長（小野 稔君）

野呂委員。

○野呂日出男委員

公共工事にかかわるいわゆる町民に対して、今先ほども話にありましたけれども、最近の公共工事は、公共工事をやっていただいて、大変喜ばれている部分もありますけれども、せっかくやっても、できたものがすぐクレームとか、すぐ壊れるとかというようなことが先ほど労務課担当の関係のいわゆる給食施設等でもあります。最近の公共工事の中で、こういうことが頻繁に町民の中で噂されておりますので、よくよくこのただいま私が指摘した部分については、十分調査した上で、いわゆる土地を提供して、公共事業に提供していながら、提供した場所以外で、いわゆるさらに隣との境界まで云々ということになれば、ちょっと普通では常識的には考えられないような工事のやり方だという批判もあります。そういうことを踏まえた上で、今後の工事、今年あたりは十分その工事がやられております。農道整備等、十数カ所でやられておりますけれども、そういう町民にせっかく公共工事をやりながら、誤解を与えるような工事は、これからは絶対なくしてほしいと。これを要望しておきます。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決します。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案に反対の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

詳しくは本会議で述べたいと思いますけれども、平成二十三年度の決算認定に対する意見を述べたいと思います。

歳出については、七十一億八千万円余でございます。振り返りますと、平成二十三年度は、藤崎町にとっては波乱の一年でございました。議会や議員にも町民に心配をかけたという点ではですね、おわびするところはおわびしたいなとは思っておりますけれども、当初予算では三千万円余の舗装の減額、あるいは小学校の建設補正の段階での基本設計を分離、精査して実施設計と分離して行うというようなことについてはですね、積極的に評価できることではないのかなど。議会のチェック機能を果たしたという意味でも。ということであります。ただ、しかしながら、原燃サイクル施設事業推進のための原発依存を進める予算約四千万円、これは藤越踏切の設計などに使われたわけであります。あるいはまた、地下道の再工事の問題だとか、あるいは今言われた踏切工事に約設計費も含めれば一億円もかかっているようなことについてはですね、到底容認できないので、認定に賛成できません。以上です。

○委員長（小野 稔君）

次に、本案に賛成の発言を許します。ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第五十七号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十八号平成二十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十八号平成二十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の状況について、ご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

決算書の二百十二ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は、六十五歳以上七十四歳までの被保険者の世帯主に対して賦課するもので、第一節の基礎分現年課税分及び第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分を合わせた収入済額が一千六百三十万二千円余りとなったものであります。第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は、第一節の基礎分現年課税分、第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、第三節の介護納付金分現年課税分及び第四節から第六節までの滞納繰越分を合わせた収入済額は三億八千四百九十五万三千円余りとなり、第一節から第三節までの現年課税分の収納率は九三・二％となったものであり、第四節から第六節までの滞納繰越分を含めると、収納率が六五・七％となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は第一節の基礎分現年課税分、第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、二百十四ページの第三節介護納付金分現年課税分及び第四節から第六節までの滞納繰越分を合わせた収入済額が二千六百六十六万五千円余りとなり、第一節から第三節までの現年課税分の収納率は九四・六％となったものであり、第四節から第六節までの滞納繰越分を含めると、収納率が八五％となったものであります。

第三款の国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は、療養給付費等に係る実績に伴う国の定率国庫負担金であり、



収入済額は四億五百三十五万一千円余りとなったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であり、収入済額は一千四十三万九千円余りとなったものであります。第三目の特定健康診査等負担金は、特定健診にかかわる費用に対する国庫負担金であり、収入済額は四百四十万五千円であり、国庫負担金総額の収入済額は四億二千十九万五千円余りとなったものであります。第二項国庫補助金第一目の財政調整交付金の収入済額は二億二千四十八万九千円で、内訳は療養給付費等にかかわる普通調整交付金が一億九千七百二十九万八千円、特別調整交付金は、経営姿勢の状況やシステム改修費等の特別の事情に対するものであり、収入済額は二千三百十九万一千円となったものであります。第二目の出産育児一時金補助金は、出産育児一時金を四万円引き上げ、四十二万円としたことで、引き上げ額の四分の一が補助されたものであり、収入済額は十九人分で、十九万円となったものであります。

二百十六ページの第三目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、高齢受給者証の再交付事務に対する国庫補助金で、収入済額は十万八千円余りとなったものであります。国庫補助金総額の収入済額は二億二千七十八万七千円余りとなったものであります。

第四款療養給付費交付金第一項第一目の療養給付費交付金は、退職被保険者の療養給付費等に対する交付金であり、収入済額は一億一千六十万五千円となったものであります。

第五款前期高齢者交付金第一項第一目の前期高齢者交付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の給付費に対する交付金であり、収入済額は三億三千八百十二万九千円余りとなったものであります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は、特定健診にかかわる費用に対する県負担金であり、収入済額は四百四十万五千円余りとなったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であり、収入済額は一千四十三万九千円余りとなったものであります。第二項県補助金第一目の財政調整交付金は、療養給付費等に対する県からの補助金で、普通調整交付金の収入済額は、七千八百五十七万九千円となったものであり、特別調整交付金は医療費通知事務及び収納率向上に資するものなどに対して交付されたものであり、収入済額は一千五百五

十二万二千元となったものであります。普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせた収入済額は九千四百十万一千元となったものであります。

第七款共同事業交付金第一項第一目の次のページをお願いいたします。

高額医療費共同事業交付金は、高額医療費が八十万円を超える部分の額に、一定率を乗じて得た額が交付されるものであり、収入済額は四千五百三十九万三千円余りとなったものであります。第二目の保険財政共同安定化事業交付金は、高額医療費が三十万円を超えた場合、八万円以上八十万円までの部分に対して、一定率を乗じて得た額が交付されたものであり、収入済額は一億八千四百七十六万二千円余りとなったものであります。

第八款財産収入第一項第一目の利子及び配当金は、財政調整基金積立金利子であり、収入済額は三万七千円余りとなったものであります。

第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金は、国保税の軽減に対する公費負担分であり、収入済額は七千六百五十九万二千円余りとなったものであります。第二節の職員給与費等繰入金は、職員の給与費等であり、収入済額は二千五百五十七千円となったものであります。第三節の助産費等繰入金は、出産育児一時金に対する繰出基準に基づいた額を繰り入れしたものであり、収入済額は五百十九万三千円余りとなったものであります。第四節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るため、地方財政措置相当額を含め繰り入れしたものであり、収入済額は五千万円となったものであります。第五節の特定健康診査等繰入金は、特定健診にかかわる職員の給与費等に対し繰り入れしたものであり、収入済額は六百六十九万九千円となったものであります。これらの繰入金は、一般会計からの繰入金で、繰入金総額の収入済額は一億六千三百四十五万一千円余りとなったものであります。

第十款繰越金第一項第二目の二百十八ページをお願いいたします。

その他繰越金は、前年度からの繰越金であり、収入済額は一千七百六十七万四千円余りとなったものであります。

第十一款諸収入第一項第一目の一般被保険者延滞金は、過年度の分の国保税に対する延滞金で、収入済額が百三十一万四

千円余りとなったものであります。第三項第一目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故などにかかわる国民健康保険使用に伴い、保険者負担分を使用者が納付したものであり、収入済額は九十二万四千円余りとなったものであります。第五目の雑入は、収入済額が百十一万九千円余りで、平成二十一年度分の老人保健拠出金に対する還付金で雑入処理したものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

二百二十八ページをお願いいたします。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、職員の人件費などの経常経費が主なものであり、支出済額は二千三百九十六万一千円余りとなったものであります。第二目の連合会負担金は、国保連の運営事務にかかわる町負担分であり、支出済額は百六十二万円余りとなったものであります。

次のページをお願いします。

第二款保険給付費第一項療養諸費及び、二百三十二ページの第二項高額療養費、さらには二百三十四ページですが、第四項出産育児諸費及び第五項葬祭諸費等は、一般被保険者及び退職被保険者にかかわる療養給付費等の実績によるものであり、二百三十ページの保険給付費の総額の支出済額は十二億八千七百七十七万一千円余りとなったものであります。

二百三十四ページをもう一度お願いいたします。

第三款の後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金は、ゼロ歳から七十四歳までの方々が後期高齢者医療費の一部として、各保険者が支援するものであり、第二目の後期高齢者事務費拠出金と合わせた支出済額は二億五千三百三万六千円余りとなったものであります。

第四款前期高齢者納付金第一項第一目の前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率によって納付するものであり、第二目の前期高齢者事務費拠出金と合わせた支出済額は七十五万円余りとなったものであります。

二百三十六ページをお願いします。

第五款老人保健拠出金第一項第二目の老人保健事務費拠出金は、前々年度の精算にかかわるものであり、支出済額は一万五千円余りとなったものであります。

第六款の介護納付金第一項第一目の介護納付金は、介護保険第二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の方々から徴収した国保税の一部を財源とし、介護費用の負担分として、支払基金へ納付したものであり、支出済額は一億三千百二十万七千円余りとなったものであります。

第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金、第二目のその他共同事業拠出金及び第三目の保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連が事業主体となり、高額な医療費に対応するため、単年度で財政負担することのないよう、県内全市町村が共同事業として対応するための拠出金であり、支出済額は二億二千四百十八万三千円余りとなったものであります。

次のページをお願いします。

第八款保険事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は特定健診にかかわる職員の人件費等の経常経費及び特定健診等の業務委託料が主なものであり、支出済額は二千百三十二万七千円余りとなったものであります。第二項第一目の疾病予防費は、健康管理に対する意識の高揚と予防対策として医療費通知業務委託料及びインフルエンザ予防接種委託料などが主なものであり、支出済額は二百四万二千円余りとなったものであります。

次のページをお願いします。

第九款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は、基金利子相当分の四万円を積み立てしたものであります。

第十一款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は、国保に加入したまま他の保険にも加入し、国保を離脱しても届け出をしない、いわゆる無届けによる国保税の還付金であり、支出済額は二百七十万九千円余りとなったものであります。第三目の償還金は、国、県の医療費負担金及び補助金の前年度の精算に係る返還金であり、支出済額は一千三百四十六万二千円余りとなったものであります。

二百四十四ページをお願いいたします。

歳入総額が二十億四千百二十八万六千円余り、歳出総額が十九億六千二百六十八万九千円余りとなり、歳入歳出差引額は七千八百五十九万七千円余りとなったものであります。そのうち、国保財政調整基金へ四千万円を繰り入れし、残り三千八百五十九万七千円余りは翌年度へ繰り越しするものであります。以上で、議案第五十八号の概要の説明を終わります。

○委員長（小野 稔君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

国保の財政、それから運営については、各町村、どの町でも苦勞しているところなんですけれども、それで、二百四十ページで基金積立金というのがございますよね。返す分は返したし、四万円は基金に積み立てましたよと。私また、当初見たときに四百万円かなと思ったんですけれども、説明も四万円だと思いましたが。それで、この期末における基金の現状というのは、三月三十一日現在ではですね、どういうふうになっていたんでしょうか。また、現在はどれぐらいの基金があるのかですね。その辺はどうでしょうか。財政課長でもいいです。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

決算書の四百二十六ページの中段になりますけれども、藤崎町国保財政調整基金運用状況ということで、四百二十七ページのほうにあります。決算年度末現在高六千五百六万円となっております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

現平田町長が就任したのは十一月半ば過ぎですんで、その前、前町長は国保の点についてはですね、国保税を値上げしないで全体として頑張ってきたなというふうに私は評価しておるのですけれども、それで、国保に対しては、一つは広域化を進めようという一つはですね、県単位でやろうと。へば保険料の差がなくなるよとかいうようなことなんですけれども、現状の藤崎町ですね、国保の中で、滞納によって、滞納の制裁を強めようというのも一つは国の施策でもあるし、自治体もやっているわけなんですけれども、それで、私がお聞きしたいのはですね、課長の報告にもあったんですけれども、徴収率、つまり滞納分も含めれば、六七・五%ですよ。この決算報告書にもありますよね。六七%って聞けばさ、がっかりするのではないですか。

現実、いわゆる当年度分二十三年度分はどうなっているのかね。この資料を見ますと、九〇何%とかって、九割を超えているんですよ。その辺、年度的にですね、徴収率じゃなくて、現年……、収納率といいますか、その辺どういう推移をしているのかですね、ここ二、三年の推移を明らかにしていただきたい。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

決算書の四百四十九ページをごらんください。

二十三年度が九三・六%、二十二年度が九三・二%ということで、毎年ふえてはございます。これは現年分、いわゆる一般分とそれから退職者分を加えたものの現年分の部分で、ごらんのとおり収納率はアップしております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

収納率が八割から現年分として一般分と退職分を合わせて……。

○委員長（小野 稔君）

済みません。浅利委員、簡潔明瞭に質疑してください。ちょっと長過ぎますので。

○浅利直志委員

簡潔明瞭に聞いてくださいよ。

○委員長（小野 稔君）

注意です。

○浅利直志委員

注意は受けましたけれども、聞いておきます。

四百四十九ページのところでございます。

今課長が説明しておりました。これによると、平成十九年には八九％、二十年八八％、八九％、そして、二十二年、二十三年が九三％というふうになっておりますので、改善はしておるといふ、当年度の取り組みについてはですね、改善しておるといふふうに認識しておるんですけども、滞納に対して、短期証でも資格証でもどんどん発行していこうというのもあるんですけども、改善した主な取り組みの理由はどういうところだというふうに理解しているのでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（天内 司君）

一つは収納環境がよくなったと。平成二十三年の四月から、コンビニ収納が始まりました。それで、コンビニ収納を利用する人が大分ふえました。そのことがあります。

それともう一つは、いわゆる滞納者に対して、評価といたしますか、相談を受けてもらって、そして分納誓約書を書いてもらうと。少しでも分納してもらおうと。それは過年度分なんですけど、それが現年優先ですので、現年分にもいい影響を与えていると。その結果だと思えます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今現年分優先で納税者といいますか、それとコンタクトをとりながらですね、まめにやることが一つの大きなことなのか、一つの前進の方向なのかなというふうに思っております。

それで、それにしても、滞納者には短期証、資格証明書が交付されているわけでありまして。この短期証、資格証明書ですね。これはどういう、保険証のことですけれども、どれぐらいの実態になっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

短期被保険者証の交付は世帯数で百五十二世帯でございます。被保険者資格証明書の交付は三十四世帯となっております。以上であります。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

日本は皆保険制度をいまもって維持しているし、また、これからも維持して、基本的に維持していく必要があるんじゃないな



いかなと思っておるんですけれども、この資格証明書というのは全く全額病院窓口で負担しなければならないというような性格の人なんですけれども、これは全く三十四名の方はですね、所在もないんですか、それとも連絡がつかない、あるいは納付していない、そういうふうなことなんでしょうか。三十四名のおおよその実態というのはどういうふうになっていらっしゃるんですか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

通知を出してうちのほうに返っては来ていませんので、そこの住所にはいるものと理解しております。ただ、再三にわたり納税相談に来るようなというような連絡を差し上げても一向に音沙汰がないと。また、納付も過去一年以上全くないというような方だと認識しております。

○委員長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

最後にしたいと思うんですけれども、そうしますとですね、短期証についても、六カ月の短期保険証をやるわけですね。六カ月なら六カ月の短期保険証を、三カ月もあるんでしょうけれども、これは子供やあるいは高校生まではですね、子供には罪はないからということで、送付しようと。そういう家庭、世帯であってもですね。そのことは確実にやられていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

三カ月の短期被保険者証というのは、いわゆる大人の方の分で、十八歳までにつきましては、六カ月の短期被保険者証を交付するように法律で決められておりますので、郵送して送っております。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質問ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決します。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は認定するべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十九号平成二十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十九号平成二十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の状況についてご説明いたします。

初めに、歳入をご説明いたします。

決算書の二百五十八ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料の収入済額は四千六百十八万九千円となったものであります。第二目の普通徴収保険料第一節の現年度分普通徴収保険料の収入済額は一千六百七十一万一千円余りとなったものであり、第二節の滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は十一万円余りとなり、滞納繰越分を含めた普通徴収保険料の収入済額は、一千六百八十二万二千円余りとなったものであります。普通徴収の現年度分の収納率は九八・三%となったもので、滞納繰

越分を含めた収納率は九七・四％となり、保険料総額の収入済額は六千三百一万一千円余りとなったもので、収納率は九九・三％となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金の職員給与費等繰入金は、後期高齢者医療事務にかかわる町職員の給与費等繰入金であり、収入済額は一千八百九十三万六千円余りとなったものであり、広域連合事務費繰入金は、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分を繰り入れしたもので、収入済額は六百十八万五千円となり、事務費繰入金の総額は、収入済額で二千五百十二万一千円余りとなったものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減額に対する公費負担分を繰り入れしたものであり、収入済額は四千五百七十四万四千円余りとなったものであります。第三目の療養給付費繰入金は広域連合で給付を行っている療養給付費にかかわる町負担分であり、収入済額は一億四千七百六万一千円余りとなったものであります。療養給付費負担金は広域連合で給付を行っている療養給付費にかかわる町負担分であり、支出済額は一億四千七百六万一千円余りとなったものであります。これらはいずれも広域連合へ支払った負担金であり、負担金の総額は、支出済額で二億六千二百五十五万九千円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第二項第一目の一般会計繰出金は、前年度の広域連合負担金及び療養給付費負担金の確定に伴い、広域連合から返納された返納金を一般会計へ繰出金として精算したものであり、支出済額は三百二十二万二千円余りとなったものであります。失礼しました。今の説明は、二百六十ページの部分でした。大変失礼いたしました。途中で……、委員長、もう一度よろしいですか。途中外れてしまいました。

二百五十八ページの第三款繰入金第三目療養給付費繰入金の次ですね。大変失礼いたしました。お詫びいたします。

第四款後期高齢者医療広域連合支出金は、二百六十ページの第一項第一目の後期高齢者医療制度補助金は、町が実施している高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業に対する広域連合からの補助金で、収入済額が百六十三万八千円となったものであります。

第五款繰越金は、前年度からの繰越金であり、収入済額は二百四十四万一千円余りとなったものであります。

第六款諸収入第三項第一目の返納金は、前年度の療養給付費の確定に伴い、広域連合からの返納金として返還されたものであり、収入済額は三百二十二万二千円余りとなったものであります。

次に歳出をご説明いたします。二百六十六ページをお願いします。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、町職員の人件費等の經常経費、後期高齢者医療システムの保守業務委託料及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業業務委託料が主なものであり、支出済額は二千二十七万一千円余りとなったものであります。第二項第一目の徴収費は、徴収にかかわった費用であり、支出済額は三十一万二千円余りとなったものであります。

次のページをお願いします。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金、第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金の保険料等負担金は、町で収納した保険料及び保険料軽減額の公費負担分であり、支出済額は一億九百三十一万三千円余りとなったものであります。広域連合事務費負担金は広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であり、支出済額は六百十八万五千円となったものであります。療養給付費負担金は広域連合で給付を行っている療養給付費にかかわる町負担分であり、支出済額は一億四千七百六万一千円余りとなったものであります。これらは、いずれも広域連合へ支払った負担金であり、負担金の総額は、支出済額で二億六千二百五十五万九千円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第二項第一目の一般会計繰出金は、前年度の広域連合負担金及び、療養給付費負担金の確定に伴い広域連合から返納された返納金を一般会計へ繰出金として精算したものであり、支出済額は三百二十二万二千円余りとなったものであります。

二百七十二ページをお開きください。

歳入総額が二億八千八百二十四万七千円余り、歳出総額が二億八千六百三十七万八千円余りとなり、歳入歳出差引額は百八十六万九千円余りとなったものであり、これは翌年度へ繰り越しするものであります。以上で議案第五十九号の概要の説明を終わります。大変ご迷惑をおかけしました。

○委員長（小野 稔君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開時刻は四十五分に始めたいと思います。

休 憩 午後二時三十分

---

再 開 午後二時四十二分

○委員長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第六十号平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

それでは、議案第六十号平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、三百十四ページの実質収支に関する調書をお開き願います。

平成二十三年度の決算は、歳入総額が十六億八千二百八十八万三千三百六円。歳出総額は十六億八千三十二万五千三百四十三円となり、歳入から歳出を差し引いた剰余金二百五十五万七千九百六十三円は、その全額を地方自治法第二百三十三条の二の規定により、介護保険財政調整基金へ積み立てしたものでございます。

次に、二百七十八ページ以下の歳入歳出決算書款項別集計表、またその詳細につきましては、二百八十六ページ以下の決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

それでは、二百七十八、二百七十九ページの歳入歳出決算書款項別集計表をお開き願います。

まず歳入についてご説明を申し上げます。

第一款保険料第一項の介護保険料は、調定額二億五千九百七十万百十円に対し、収入済額二億四千九百五十二万一千百三十八円で、収納率は九六・一％となりました。

第三款の国庫支出金は、四億三千百六十七万一千円となり、第四款の支払基金交付金は四億七千百二十五万三千七百五十八円、第五款の県支出金は二億三千百六十一万九千七百三十四円となったものであります。

続きまして、第六款財産収入は、介護保険財政調整基金と介護従事者処遇改善臨時特例基金の利息であり、四万七千三百二十六円となったものであります。

第七款繰入金第一項の一般会計繰入金は二億六千二十三万八千四十九円となり、第二項の基金繰入金三千五百十五万九千三百九十二円は、介護保険財政調整基金と介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金であります。

続きまして、第九款諸収入第三項雑入三百三十七万二千九百九円は、要支援に認定されている方の介護予防計画の作成に対する報酬であります。

次に歳出についてご説明を申し上げますので、二百八十ページをお開き願います。

第一款総務費、第一項総務管理費五千三百二十二万四千四百円は、職員人件費等が主なものであり、対前年度比七・九％の増となりました。増加した主な要因といたしましては、第五期介護保険事業計画の策定業務と介護報酬の改定に伴うシス

テム改修を行ったことによるものでございます。次に、第二項の徴収費五十四万八千四百九十六円は、保険料の決定通知等の通信運搬費が主なものであります。次に、第三項介護認定審査会費一千六百二十二万九千七百十円は、介護保険の要介護度等の判定に係る費用で、津軽広域連合の介護認定審査会の負担金であります。次に、第四項趣旨普及費九千円と、第五項の介護保険運営協議会費三十七万九千百十円は介護保険をPRするための費用と介護保険運営協議会の事務費であります。

次に、第二款の保険給付費は十五億五千九百七十四万二千八百九十六円となり、前年度比五・五%の増となったものでございます。

次に、第三款の地域支援事業費、第一項の介護予防事業費四百九十七万四千九百四十六円は、一号被保険者全てを対象とした一次予防と、要介護状態になるおそれが高いと認められた高齢者に対する二次予防事業の経費であり、介護予防のための運動機能の維持、向上のための事業や、閉じこもり予防事業を実施したものであります。次に、第二項の包括的支援事業任意事業費二千四百七十八万八千五百七十七円は、地域包括支援センターの運営に係る費用等でございます。

次に、第四款の基金積立金、第一項の基金積立金四万七千三百二十一円は、介護保険財政調整基金と、介護従事者処遇改善臨時特例基金から発生した利子をおのおのの基金へ積み立てしたものでございます。

次に、第五款の公債費四百四十六万六千六百六十六円は、平成十八年度から平成二十年度の第三期の介護保険計画の間に、財源不足が生じたことから、県の財政安定化基金から借り入れた一千三百四十万円の二十三年度分の償還金であります。

次に、第六款の諸支出金、第一項の償還金及び還付加算金二千五十一万四千六百四十一円は、平成二十二年度分の国、県補助金等の精算による返還金が主なものであります。

次に、決算事項別明細書により、ご説明申し上げますので、二百八十六、二百八十七ページをお開き願います。

まず、歳入の第一款保険料、第一項の介護保険料第一目の第一号被保険者保険料は、二億四千九百五十二万一千百三十八円、徴収率は九六・一%となり、対前年度比では〇・〇五%増と若干ふえる結果となりました。要因といたしましては、現年度分の普通徴収保険料の収納率が増加したことによるものであります。なお、二年の時効などによる不納欠損額は二十五

件、百三十万二千四百二十円となったものであります。

次に、第三款の国庫支出金第一項国庫負担金第一目の介護給付費負担金二億八千四十五万二千円は、居宅介護給付費に対する二〇%、施設等介護給付費に対する一五%分の国の法定負担金であります。次に、第二項の国補助金第一目の調整交付金一億三千六百四十五万五千円は、国が各市町村の施設等給付費の状況により調整した結果支出されるもので、平成二十三年度においては、当町に八・九%の交付となったものであります。次に、第二目の地域支援事業交付金（介護予防事業）の百五十七万五千円は、介護予防事業費用に対する二五%分の国の法定負担金であります。次に、第三目の地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）一千五十一万二千円は、地域支援事業費等に対する四〇%分の国の法定負担金であります。

次に、二百八十八、二百八十九ページをお開き願います。

第四款の支払基金交付金第一項支払基金交付金第一目の介護給付費交付金四億六千八百四十三万六千七百五十八円と第二目の地域支援事業支援交付金二百八十一万七千円は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費と、介護予防事業費に対する三〇%分の法定負担金であります。

次に、第五款の県支出金第一項県負担金第一目の介護給付費負担金二億二千五百七十五万七千六百五十九円は、居宅介護給付費に対する一二・五%分と施設等介護給付費に対する一七・五%の県の法定負担金であります。次に、第二項の県補助金第一目地域支援事業交付金（介護予防事業）七十六万三千八百七十五円は、介護予防事業費用に対する一二・五%分の県の法定負担金であります。次に、第二目の地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）五百九万八千二百円は、包括的支援事業費等に対する二〇%分の県の法定負担金であります。

次に、二百九十、二百九十一ページをお開き願います。

第七款繰入金第一項一般会計繰入金第一目の介護保険給付費繰入金一億九千四百九十六万七千八百六十二円は、介護給付費費用に対する一二・五%分の町の法定負担金であります。次に、第二目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）六十二万一千八百六十八円は、介護予防事業費に対する一二・五%分の町の法定負担金であります。次に、第三目の地域支援事業繰入



金（包括的支援事業任意事業）四百九十五万七千六百三十一円は、包括的支援事業費に対する二〇%分の町の法定負担金であります。次に、第四目のその他一般会計繰入金五千九百六十九万六千八百八十八円は、職員人件費等と事務費に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、三百四、三百五ページをお開き願います。

第二款の保険給付費第一項介護サービス等諸費第一目の介護サービス等諸費十三億九千六百三十四万一千七百八十四円は、要介護状態にある方がお使いになったサービス給付費であります。対前年度比では五・三%の伸びとなりました。内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費が五億一千九百五十二万三千九百三十六円、前年度比一〇・三%の増、施設介護サービス給付費が五億四千六百五十八万七千九百九十三円、前年度比三・五%の増となっており、給付費全体の伸びが五・五%となった要因でございます。次に、二目の介護サービス等諸費五千四百八十二万七千七百三十三円は、要支援状態にある方がお使いになった介護予防に係る費用で、前年度比では三・五%の伸びとなりました。次に、第三項の高額介護サービス等諸費第一目の高額介護サービス等諸費三千六百三十五万六千三百三十円は、同一月内に受けたサービスの自己負担額がそれぞれの世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給されるもので、三・一%の伸びとなりました。次に、第四項の高額医療合算介護サービス等諸費第一目の高額医療合算介護サービス等諸費二百九十七万七千四百八十九円は、介護保険と医療保険の両方を利用されたときの年間の自己負担額が世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給されたものでございます。次に、第五項の特定入所者介護サービス等諸費第一目特定入所者介護サービス等諸費六千七百三十七万一千六百四十円は、所得の低い方が施設サービス等を利用した場合に、保険料の段階により、その食費、住居費等の一部を支給するもので、一三・七%の伸びとなりました。

次に、三百六、三百七ページをお開き願います。

第三款地域支援事業費第二項包括的支援事業任意事業費第一目の介護予防ケアマネジメント事業費四百二十万六千円と次の三百八ページ、三百九ページの第二目の総合相談権利擁護事業費六百六十三万三千四百四十五円、第三目の包括的継続的ケア

マネジメント支援事業費一千二百八十九万九千七百七十四円は、地域包括支援センターの運営に係る経費であります。地域支援事業、特に包括的支援事業は、平成二十二年四月から町社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターが中心となり、介護予防に関する事業、総合相談窓口事業、権利擁護事業を実施しております。この運営事業であります。相談件数は前年度より二百三件ふえ、八百三十七件となり、昨年度比三二%の伸びとなりました。このことは、地域包括支援センターの業務が地域住民に浸透したあらわれであり、関係機関との連携もスムーズに図られ、順調に機能していると考えているものであります。以上、平成二十三年度藤崎町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての概要でございます。

○委員長（小野 稔君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

三百八ページのですね、三百八ページにかかわる、三百八ページの包括的・継続的ケアマネジメント支援事業ですか、それにかかわることなんですけれども、先ほど、最後に社協に委託したと、地域包括をですね。それは順調に推移しているというコメントまであったんですけれども、どういう点で順調に推移しているというふうに評価していらっしゃるのか。

それから、町としては、ただ、そうすれば今日においては事務的な取り扱いをしているだけなのかですね。その辺、業務の二十三年度から二十四年度にかけての業務の推移についてお聞かせいただきたい。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

浅利委員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

包括支援センターがスムーズに順調に推移しているか。それから町とのかかわりということなのですが、まずは、包括支援センターのですね、相談件数というのは、いわゆる皆さんの困っていることが相談の内容でございまして、本当はなければ一番いいわけですが、昨年から比較してですね、相談件数は二百三件増加して八百三十七件、前年度比で三二%も伸びているという現実的な件数と、それからその伸び、それが一つのあらわれではないかと考えております。

それから、全て包括支援センターのほうにですね、そういうものを言葉は適切ではございませんが、丸投げしているのではないかと、多分趣旨だと思いますが、これに関してはですね、具体的な事案が発生するたびにですね、我がほうの職員、私も含めてですね、包括支援センターの職員と一体となって、その解決にですね、事案が出るごとに協議を重ねて、一番いい解決策をみんなで考えているということになっております。全てが全てと今申し上げましたが、包括支援センターで解決できないものは、我がほうと一緒にやっているという状況でございまして。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これは三百五ページといいますか、介護サービス等諸費、三百四と三百五ページにかかわることなんですけれども、施設に入れたいけれども、入れないとか、あるいは特養に入れたいけれども、まだそこに行けないとか、あきがないとか、そういう話もよく聞くし、また議員の皆さんも、あるいは町長を初め、行政の係りの人もですね、何とかならないのかという、いろいろ相談も受けるんだろうと思いますけれども、藤崎地域のですね、この特養もございまして。さんふじ、あるいは老人ホームのときわだとか、そういう特養だとか、グループホームのですね、実際待機者といいますか、グループホームは特養に行きたいんだとか、そういう藤崎地域にある待機者といいますか、施設の待機者というのはどれぐらいだというふう把握なさっているんでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

浅利委員のご質問にお答えを申し上げます。

藤崎町に現在ございますグループホームも含めて施設がございますが、その施設のですね、待機者の数というのがですね、ちょっと平成二十四年、今年の二月一日現在の一応調査なんですけど、全ての数を含めると、三百九人の方が待機されてございます。ちなみに一カ所だけちょっと参考にですね、とったものがありまして、特別養護老人ホームときわさんの数ですね、待機者が六十四名あるのですが、そのうち三十人が藤崎町の方であるということでございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに。浅利委員。

○浅利直志委員

現在においては、この待機者の解消というのもですね、施設とその当事者というか、そのやり取りにほとんど終始しているというふうな状態になっておると思うんですけども、例えば例のありましたそういう、例のありました老人ホームのときわだとか、約半数の人が藤崎地域の人だということなんですけれども、その人たちですね、状態についてのですね、あるいはときわに入りたいという希望のある人については、行政はほとんどタッチしないというような状況なんですよね。現状はどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

現在はですね、今浅利委員おっしゃったとおり、ご本人とその施設の契約がですね、されることが基本となりますので、行政はそれにタッチすることはございません。以上です。

○委員長（小野 稔君）

浅利委員。

○浅利直志委員

最終的には行政はタッチしないんでしょうけれども、何か例えばグループホームにいて、この人はかなり悪くなったよと。特養にでも行かなければだめだよと、経済的にもと。そういうのを協議する場というか、それはあるんですよね。あつて、そのこれは優先的に特養だとかへ行かなければならない人だよとか、そういう認定を協議する場というのは、何か予算化されていない。予算化でないや、決算の中ではないですか。制度としてはないんですか。

○委員長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

浅利委員のご質問にお答えいたしますが、そのものずばりという、その形では、基本的にはございませんが、先ほど地域包括支援センターの話がございましたが、今浅利委員がおっしゃるような、そういう仮に事例がある場合はですね、包括支援センターの中にそういうケース会議の中でですね、そういうものが議題になりまして、どうすればいいのかということをごここで皆さんで協議をしてですね、どうしてもそういう形をとらなければならないものについてはですね、包括支援センターのほうから施設なり、医療機関なりにですね、お話をし、問題を解決していると。そのような状況でございます。以上です。

○委員長（小野 稔君）

ほかに質問はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから本案を採決します。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十号は認定すべきものと決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後三時八分

---